

う点がこれではいけないというようなことは、一々申し上げません。それではもう少し実情に近い数字が得られないか。そこで私のような方法で計算をやつてみたのであります。それで租税は国税、地方税を通算しての話、それから租税対国民所得としないで、租税対負担能力の比率を求めてみたのであります。そこで負担能力というものはどうして現わすか。これもなか／＼現わすことは困難ですが、数字で計算しますと、とかく粗雑にならざるを得ないのであります。そこで負担能力を現わすものとして、こういうものをとつてみました。それは一人当たりの国民所得から最小生活費を引いた残りをつけて計算するかというのであり、これを負担能力と仮定したのであります。これが問題は最小生活費は何によつて計算する必要がありますのですが、これまたやさしいようでは非常にむずかしいのであります。そこで私は急いで計算する必要がありますので、かりに食費をもつて最小生活費とみなしたのであります。そこで一人当たりの国民所得から食費を引いた残り、これをもつて負担能力を現わすもの、新しい言葉で申しますと、一人当りの国民所得からエンゲル係数による食費の部分を引いた残りであります。それを負担能力を現わすものと見て、そうして一人当りの租税との関連を見たのがあります。そういたしますと、租税の国民所得に対する比率と、今私が申し上げました租税の負担能力に対する比率を比べますと、相当の開きが出て参ります。やや古い統計でありますが、一九四八年、すなわち昭和二十三年の数字につきまして、わが日本とアメリカ合衆国を比較いたしますと、租

税の国民所得に対する割合は日本も二〇%、アメリカも二〇%であります。もちろん国税、地方税を含めてであります。ところが今申し上げましたような計算をいたしますと、どういうことになるかというと、昭和二十三年度は日本は六三%であり、アメリカはわずか三四%なのであります。なぜそういうことになるかと申しますと、エングル係数が日本の場合は六二・五%、アメリカの場合は三二・六%、大体これは勤労生活者であります。が、こういうために、日本とアメリカの租税の国民所得に対する比率から申しますと同時にありますけれども、今計算したような方法から申しますと、日本は六三%、アメリカは三四%という開きが出て参るのであります。そこでこの二つの方法による比率を比較してみまして、昭和二十五年度について見ますと、租税の国民所得に対する比率は二三%、ところが租税の今申し上げた意味の負担能力に対する比率は五五%、これはふえます。すなわち二三%に対する五五%、かりに日華事変以前を平時といたしまして、昭和十年について同じ計算をいたしますと、租税の国民所得に対する割合は一三%であったものが、租税の負担能力に対する比率は一九%になつておるのであります。そこで昭和十年の平時の場合は一三%対一九%であつたものが、二十五年度は二三%対五五%となつております。なぜこういう大きな開きが出たかといふと、エンゲル係数が違うからでありります。具体的に申しますと、当時エンゲル係数は三四%、二十四年度は五八%と推定して計算するからそうなつたのであります。これを過去数年間比較

てみますと、昭和二十四年の租税の国民所得に対する比率は二六%、租税の負担能力に対する比率は六四%、昭和二十四年度は一番高いのであります。昭和二十三年度はどうかというと、租税の国民所得に対する割合は先ほど申し上げました二〇%、租税の負担能力に対する比率は六三%であります。昭和二十二年度はどうかというと、租税の国民所得に対する比率は一八%、租税の負担能力に対する比率は五一%。
こういう係数を比較いたしますと、租税の負担能力に対する割合におきまして、昭和二十四年度が一番重いことになつております。その次に重いのは二十三年度でそれから二十五年度がその次に重い。だから二十四年、二十三年に比べまして、二十五年度は相当負担が軽くなると一応考えていいのぢやないかと思うのであります。しかしながら平時ともうべき昭和十年當時と比べますと、かなり負担が重いといふことが言えます。こういうふうに二十四年度と二十五年度を比較いたしましたと、確かに減税になつております。しかししながら今から一年が一年半くらい前のようすに、インフレーションが進んでおりましたときは、税金を拂うのはたやすいのであります。現在のようなデフレーションないしデイス・インフレの時代になつて参りますと、税金を拂うということは、なかなか困難だと思うのであります。数量の問題はそれだけにいたしまして、今度は内容の問題に入りたいと思います。

そのままに実施するのではなくて、多少の修正を加えられておりますが、大半の特徴は、資本の蓄積ということを言ふべきものを列举いたしますと、まず一番の特徴は直接税中心主義をとつておること、解説は省きます。二番目の特徴は、資本の蓄積ということを非常に重く見ておる。それから三番目は、きわめて精密な組織である。しかしながら、きわめて精緻なものでありますので、税務機構その他租税制度が非常に進む状態を前提にするのであります。これが三番目の特徴、それから四番の特徴は、相続税それから地方における附加価値税であります。これが、この相続税及び附加価値税は世界税制史以来初めての新しい税であります。附加価値税については今度初めて問題になつております。相続税は、学界では言われておりますが、実施されたことはないであります。世界にない新税を二つづくろうとしておるのであります。こういうところに今回のシャウブ勧告、また従つてこれによる税制改革の特徴があるのでないかと思ひます。

「そこでまず第一番の直接税について申し上げます。直接税と間接税の割合を私が計算してみました。これは井藤の計算であります。大蔵省の計算では、直接税と間接税との割合は、従つてこれは当然にはなりません。従つてこれが、しかしながら、私のかつてな計算をやつてみました。大蔵省の計算では、直接税と間接税との割合はあります。それをその他との割合としまして、直接税、間接税のどちらかに整理をやつたのであります。その占

が違うのであります。そういたしますと、直接税は幾らかと申しますと、三百五十九億でありますて、五六%であります。間接税は二千四百九十七億でありますまして、二十四名であります。これで二十四年度は直接税が五%に対し間接税は四九%、そこで二十五年度を二十四年度に比べますと、一%の狂いはありますけれども、あまりかわらない。二十三年度に比べますと相当直接税の比重が重くなつておりますが、二十四年度と二十五年度と比べますとあまりかわつておりません。そこでこの分類は申すまでもなく、直接税といふのは大体金持が負担する、それから間接税または消費税は大体大衆が負担するということになつておるのでですが、御案内の通り現在日本では金持なんといふのはほとんどおりません。もちろん全然おらぬわけではありませんが、統計的に見ますと、大部分大衆といふべきものであります。だから現在日本で直接税、間接税の区別をするという実益が、数年前に比べますとあまりないのであります。それで何ゆえにそういう実益がなさいかということを感じて言つてはいいませんので、数字で申しますと、直接税でも実は大衆課税のものが大部分で、これは昭和二十三年度所得稅統計を基礎にいたしまして、確定申告納稅者によつて調べました。これによりますと

人數が合計八百七十八万人であります。ところが課税所得二十万円以下の者は何人かと申しますと、八百二十七万人であります。この比率は全体の九四%であります。それから今度所得金額で申しますと、課税所得合計が六千八百九十二億円であります。課税所得二十万円以下の者の合計を見ますと、五千三百九十九億円であります。全体の七八%を占めておるのであります。そこで二十万円というと非常に多いようであります。こんなものは大したものではございませんで、二十万円は昭和十年ころの貨幣の価値に直しますと千円であります。千円と申しますと、昭和十年の日本の租税の上では第三種所得税で千円以下は免税であります。だからしてどういうことになるかというと、現在は納税者の人數からいって九四%、金額からいって七八%に当る金額が、昭和十年ころはみんな免稅であった。昭和十年ころ免稅の階級が大部分所得税を負担しておるということになるのであります。

それからもう一つ国民所得の種類の構成を見ますと、勤労所得が非常にふえて資産所得が非常に減つておるのであります。昭和二十五年について、安本の資料を基礎として計算いたしますと、昭和二十五年は勤労所得が全体の四三%、資産所得はわずかに一%であります。ところが昭和十年はどうだったかというと、勤労所得が三七%に対しまして資産所得が二二%、こういふように勤労所得の方に重心が移つております。これも負担能力という点から言うと、やはり減つておるということになります。これも負担能力という点から言えるのであります。こういふものを見て資料として判断いたしますと、現在

では日本では直接税、間接税と申しますが、実は大体同じ連中が負担するとして考えて大きな誤りはないのであります。そこでどういうことになるかと申しますと、私は現在わが日本におきまして、間接税というものはやはり存在して、理由があるのだ。それは第一納税の苦痛を納税者が感ずることが少いということ、それから徵稅という点からいつて便宜であります。間接税といふものは重要性がある。もちろんシャウブル勧告におきましては直接税を中心主義をとつて、間接税はなるべく減らすといふ方針をとつております。これは恒久的制度としては私はこの方針は非常にけつこうだと思うのであります。今すぐこういうことを実行するのはどうか。私は率直に申しますと、この恒久的制度に達する前階段といたしまして、やはり過渡的に間接税を相当増徴する必要があるのじやないかと考ふております。

活しておる者でなくては、ちよつとわからないかと思うのであります。とにかく結論から申しますと、直接税の精緻化のためには、間接税についても、もう少し掘り下げていただきたかつた秋に国会に出しました案によりまして、このシャウプ勅告において論すべくして論じなかつたものを掘り下げて、研究いたしました。私はこれを一步進めたものと思うのであります。その他の間接税系統に関する政府の今度の提案は、大体私は妥当なものだと考へておられます。

と、基盤控除にシーザー制限が二万四千円だったのが、政府は二万五千円に引き上げました。家族控除は同じ、しかし現在よりは家族控除は引上げられております。それから勤労控除であります
が、シナウップ勧告が一〇%であつたものが、政府の今度の案では一五%に引上げられております。こういう点において社会政策的考慮というものが相当強く盛られているようと思うのであります。

活しておる者でなくては、ちょっとされぬといふようなこともあります。とにかく結論から申しますと、直接税の精緻化をめざして、間接税についてもまた、このシャウブ勧告において論ずべきものであります。そこで、この間接税の問題をもう少し掘り下げていただきたいかつたのであります。ところが政府が去年の秋に国会に出しました案によりまして、このシャウブ勧告において論じなかつたものを掘り下げて、その他のものとあわせて論じなかつたものを研究いたしました。私はこれを一步進めたものとと思うのであります。その他間接税系統に関する政府の今度の提案は、大体私は妥当なものだと考えています。

す。しかし精算であるかどうかと、例えば變動所得につきましては五年間の平均課税をやれとか、あるいは營業の損失につきましては繰越しをせよとか、逆に繰りもどしを認めよとか、儲値却制度についていろいろなもの認めよとか、これは実行の可能性の有無は別といたしまして、きわめて精算を勧告をしておるのであります。それでそのおののについて、どちらかと申しますことはこの直接税の部分は、シャウブ勧告の白眉とも言うべきものじやないかと思うのであります。そこでそのおののについて、どちらかと申しますと評的なことを申し上げます。私は大シャウブ勧告に賛成するのであります。が、違う部分は重点を置いて申し上ります。そこでまず富裕税であります。そこでまず富裕税として設が、これは所得税の補完税として設られました。シャウブ勧告にも言つておる通り、わが日本におきましては、産税というものは昔から割合発達がれておるのであります。そこで富裕税という形で所得税の補完税を設けられることになつたのであります。されわれはこれに賛成するのであります。それから今度は所得税であります。たとえば基礎控除を上げたが、所得税につきましてはシャウブ勧告におきましても、社会政策的要素いうものが相当強く取入れられておきます。たとえば家族の合算制度を緩和するとか等々、いろいろ合理的なことがあるのであります。それに比べると今度の政府の案は、シャウブ勧告よりもさらに社会政策という要素を強化しております。具体的に申します

と、基盤控除にシーザー制限が二万四千円だったのが、政府は二万五千円に引き上げました。家族控除は同じ、しかし現在よりは家族控除は引上げられております。それから勤労控除であります
が、シナウップ勧告が一〇%であつたものが、政府の今度の案では一五%に引上げられております。こういう点において社会政策的考慮というものが相当強く盛られているようと思うのであります。

活しておる者でなくては、ちよつとわからないかと思うのであります。とにかく結論から申しますと、直接税の精緻化に比べまして、間接税についてはもう少し掘り下げていただきたかったのではないかと思います。ところが政府が去年の秋に国会に出しました案によりまして、このシャウプ勧告において論すべき研究いたしました。私はこれを一步進めたものと思うのであります。その他の間接税系続に關する政府の今度の提案は、大体私は妥当なものだと考へております。

それからもう一つ、これはちよつとわざ道に話がそれるのであります。一言だけ申し上げたいことは一月一日から取引高税が廃止されましたが、これは世界租税史上重要な事実であります。というのは、取引高税といふのは、一度かけるとなかゝる廃止することができないのであります。日本はとにかく一度かけた取引高税を一旦廃止いたしました。これは外国の学も言つておることであります。相大きな国で——日本が相当大きな国、小さい国かは問題でありますが、相大きな国で取引高税を一度かけて、うしてそれを廃止したという例はなうであります。これは注意すべき事だと思います。

そこでまず間接税の問題はそれだにいたしまして、直接税の方に移ります。具体的に申しますと、重要なものは所得税と法人税と富裕税、相続税などのでありますし、私はこれに対して多大の敬意を表するものであります。

す。しかし精算であるかどうかと、例えば變動所得につきましては五年間の平均課税をやれとか、あるいは營業の損失につきましては繰越しをせよとか、逆に繰りもどしを認めよとか、儲値却制度についていろいろなもの認めよとか、これは実行の可能性の有無は別といたしまして、きわめて精算を勧告をしておるのであります。それでそのおののについて、どちらかと申しますことはこの直接税の部分は、シャウブ勧告の白眉とも言うべきものじやないかと思うのであります。そこでそのおののについて、どちらかと申しますと評的なことを申し上げます。私は大シャウブ勧告に賛成するのであります。が、違う部分は重点を置いて申し上ります。そこでまず富裕税であります。そこでまず富裕税として設が、これは所得税の補完税として設られました。シャウブ勧告にも言つておる通り、わが日本におきましては、産税というものは昔から割合発達がれておるのであります。そこで富裕税という形で所得税の補完税を設けられることになつたのであります。さればこれに賛成するのであります。それから今度は所得税であります。が、所得税につきましてはシャウブ勧告におきましても、社会政策的要件いうものが相当強く取入れられております。たとえば基礎控除を上げたとか、その他あるいは不具者の特別控除を認めるとか、災害や難病や病気のあるのであります。それに比べると今までの政府の案は、シャウブ勧告よりもさらに社会政策という要素を強化しております。具体的に申しま

と、基盤控除にシーザー制限が二万四千円だったのが、政府は二万五千円に引き上げました。家族控除は同じ、しかし現在よりは家族控除は引上げられております。それから勤労控除であります
が、シナウップ勧告が一〇%であつたものが、政府の今度の案では一五%に引上げられております。こういう点において社会政策的考慮というものが相当強く盛られているようと思うのであります。

るという制度自体は、そう捨てたものじやないのじやないか。私はもう少し論理的根拠を掘り下げるて研究して、そつして法人と個人との二重課税問題について、理論的にもつと納得の行くまで研究する必要があるのじやないかと考へております。

それから次は相続税であります。これは法案は出ておりませんが、大体要綱によつて判断いたします。この内容は御案内の通り相続税と贈與税と一緒にして、もつた方から税金をかけようというのであります。先ほども申しました通りに、これがもし実施されたとすれば、世界最初の試みではないか。これはシャウブ使節團の一人のヴィックレー教授が、一九四七年に次の名前の書物を書きました。アジェンダ・フォア・プログレッシーヴ・タックスケーション、累進課税のための覚書、その中にアクセッショントックスとしてそれが掲げられております。それからヴィックレー教授以前にはやや似たもの、内容は前と違うのですが、アルトマンといふ人が一九四〇年に言つており、一九四五にはラディックといふ人がこれをとなえておりました。それを日本に実施しようとするのであります。これはさわめて精密なものであります。これはさわめて精緻なものであります。しかし日本ではたしてこなせるかどうか。一例を申し上げますと、一生を通じて十五万円までは免稅にしようといふのです。これは理論的には私は非常にすぐれた提案だと思つるのであります。ことに注目すべきことは、五十万円を超える部分に対しても最高率が九〇%になつております。これに対して所得稅の最高率は五五%であります。所得稅の最高率が九〇%

評価権は高くなる。そのかわり毎年拂う法人税が安くなるのであります。すなわち減価償却もふえますから、そこでプラスとマイナスとにらみ合せで一番収益が多くなり、逆に言えば、税金が少くて済むという評価方法をするだろうと思うのであります。納税たる企業の利益を政府が尊重するということはもちろんけつこうであります。このごろのよなディス・インフレまたはデフレ時代は、この点を考慮する必要があると思うのであります。資産価値を再評価という趣旨から申しますと、これらを自由にいたしまして、結局は評価益の計算基準が企業ごとに相違いたしまして、これに対して課税することになると、いかと思ひであります。これはむしろシャウプ勧告の方が、理論的に言って正しいのではないかと私は考えております。

程度において言えるではないかと思うのであります。はなはだまことに申し上げましたが、これをもつて私の公述を終ります。御清聴を感謝いたします。

○川野委員長　ただいまの井藤君の公述に対して、御質疑があればこの際これをお許可いたします。

○川島委員　井藤さんに一、二お伺いいたしたい。現行勤労控除は二五%，シャウプ勧告では一〇%。政府案では一五%，勤労所得と一般所得との間の問題は私どもが説明するまでもない事柄であるが、しかし勤労控除の二五%を一五%にしてしまうことによって、一般の個人所得と勤労所得に対する課税の公平を期することは、きわめて困難ではないかというような感じが私どもいたのであります。そういう事情につきまして、井藤さんはどういうふうなお考えでおられますか。それからまた勤労所得に対する課税について、諸外国の例を御存じでございまして、たなばたこの際お聞かせを願いたい。

もう一つは所得税の税率でございますが、この税率は、シャウプ勧告によりますと御存じの通り三十万円を限度として五十五%，政府案によりますと五十万円、しかも税率は五十五%を想定している。この五万円から五十万円で税額を減らすことによって、比較的小額な所得者に重い負担をかけることになる。そうして話をになりますが、これは今博士がおっしゃったおりました法人税と同じように累進であるべきである。一般個人の所得につきまして、五万円から五十万円程度

度で小刻みに五十五%までのいろいろの段階で負担をかけ、五十万円以上は同じだということになると、高額所得者に比して少額所得者に非常に不公平なものができるのではないかというような感じを強く持つてゐるのであります。その二点について御所見を伺いたいと思います。

○井藤公達人 一番初めの問題でござりますが、勤労所得とそれ以外の所得の不公平、これは主として所得捕捉率が問題になるのであります。勤労所得は御案内の通り源泉課税であります。それ以外のもので源泉課税をやつているものは少い。これは推定であります。従来勤労所得につきましては大体九〇%捕捉ができるのであります。もし脱税があるといたしましてもそれは非常に困難なのは農業所得、商業の方は一番やさしい。そういう点から考えますと、従来の日本の二五%というのには、やはり所得の捕捉率ということを計算に入れて考えますと、私はちょうど妥当なところではないかと思うのですが、従来の日本では二五%といふのが問題にならぬことは、シナップ勧告の中でもう一つシナップ勧告であります。これは私はごもつともだと思つてあります。ですが、税法をつくるときには、脱税といふことを見込んでつくことになりますと、人員の方は必ずよけい置くにきまつてゐる。税務当局は合理的的にしよう。これがシナップ必ず手加減を法律的にはせざるを得ない。これはよくない。とののはできるだけ嚴正にするが、制度としてはやはり合理的にしよう。これがシナップ勧告の考え方であります。とののはできと言ひますれば、私はやむを得ないとこ

ろではないかと思つております。ただ申しましたように、このシャウプ勧告の精緻なものが實際うまく実行されないということになりますと、今おつしいと思います。

○井藤公達人 一番初めの問題でござりますが、勤労所得を捕捉するにはほどんど認めておらない。認めておる国もありますが、実数は私はつきり申し上げることはできませんが、日本

それから第三の問題であります。所得税の最高率を五五%にする。これはいろいろの問題を含んでおるのではないかと思います。というのは今おつしやいましたように、所得税が五万円から二十五万円まで行く。シャウプ勧告では三十万円。そして五五%日本の場合は二十五万円から五十万円に一飛びして五五%，体裁からいうと確かに変だ、なぜ直さないかということになりますが、私はこうしたことにならぬことがあります。私はこうしたことにならぬことがあります。しかし所得なら所得といふ側面立つてあります。税金をかけます場合に、どうせ脱税ということはあります。その場合所得税一本でやると同じようなことじやないかという議論も

いたしました。さきに申しましたように、大体二十万円、二十五万円以下といふところが大部分負担するのであります。だから所得といふ側面から解説いたしますと、一度脱税したものは永久にとることができません。それだから所得といふ側面からかけらたとえば所得なら所得といふ側面から解説いたしますと、一度脱税したものは永久にとることができません。そのためには、また財産所有といふ角度から解説いたしますと、一度脱税したものは永久にとることができません。

○川野委員長 ほんに御質疑がなければ、私は日本などもその中に入ると思うのであります。そういう国では法文を審議するにあたりまして、実施面を詳細に検討す

ることが必要であります。昨年アメリカの有名な実業家であるエリック・ジョンストンという人がフオーチュンという雑誌にフランスのことについて書きました。フランスでは税率を一割上

げると、脱税が二割ふえて、稅收は五分減るということが公理のようになります。これが十分に発達していない国では、法文の上に現われましたことを申したことには、わが国でもこれに似たことはあります。わが国でもこれに似たことはあります。近的代な納稅道德

の間に、ちようど何らかの液体の中を通るときに光線が屈折いたしますよ

うに、一種の屈折作用が働いておりま

す。この屈折作用の性格を明らかにす

事実問題といったしまして、私さいせん申しましたように、このシャウプ勧告の精緻なものが實際うまく実行されないということになりますと、今おつし

意味においてごもつともだと思いますが、ただ考へなくてはならないことがあります。それからもう一つ、最高五五%は低過ぎるじやないか、これも私はある

予定であります。でありますか私たちがこういう税法の問題を審議いたしますのは、租税が国民生活に及ぼす影響に非常に大きな関心を持つておるからであります。でありますか

税法の問題はそれがどのよう実際的に適用されるかという問題を離れておるからであります。でありますか

税法の問題はそれがどのよう実際的に適用されるかという問題を離れておるからであります。でありますか

税法の問題はそれがどのよう実際的に適用されるかという問題を離れておるからであります。でありますか

重人であります。問題が非常に多岐にわたりておりますのに、時間の制約がござりますので、私は主として一つだけの問題について私の意見を申し述べ

層の人々にとつて一様の屈折であると直接税と接觸税の割合とかいうような問題を論ずることはできないのです。それでも、それがきわめてわずかなものであります。その屈折作用が、あらゆる階級の人にとつて一様の屈折であると

直接税と接觸税の割合とかいうような問題を論ずることはできないのです。それでも、それがきわめてわずかなものであります。その屈折作用が、あらゆる階

級の人にとつて一様の屈折であると

直接税と接觸税の割合とかいうような問題を論ずることはできないのです。それでも、それがきわめてわずかなものであります。その屈折作用が、あらゆる階

級の人にとつて一様の屈折であると直接税と接觸税の割合とかいうような問題を論ずることはできないのです。それでも、それがきわめてわずかなものであります。その屈折作用が、あらゆる階

級の人にとつて一様の屈折であると直接税と接觸税の割合とかいうような問題を論ずることはできないのです。それでも、それがきわめてわずかなものであります。その屈折作用が、あらゆる階

級の人にとつて一様の屈折であると

方々がかかるべく筋へ陳情されまして、タバコ小売業者というものは、自らの売るタバコの数が正確に大蔵省で抑えられるので、税金を一番正確にとられていると思う。国民のほとんど大部分は大分免れていると思うから、特別の措置を講じてもらいたいという陳情をされたということなども、こうした法則的な片寄りを現わすエビソードであります。問題点は先ほどの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、フランスの話のように、ほんとうの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、やはり人情としてだれでも賦税したいと思う気持ちにならざるを得ないのであります。税率が比較的低いと、まあこれくらいならひとつ正直に拂おうという気持ちになるものであります。その点は私たちにもよくわかるのであります。一層重要なことは、特に国会におきまして一層重要なことは、Dと私者が呼びますものが、税率の高低を規定するということです。税率の高低それ自身が、ほんとうの脱税が一体どれくらいあるかという見通しに依存しておるのであります。この法律案の中に出て参ります税率の決定にあたりましても、大蔵当局におかれましては、ほんとうの脱税Dの推定が、一つの重要な推定の基礎になつてゐるのであります。その点を簡単にここで申し上げたいと思います。

先ほども井藤教授からお話をありましたが、普通国税と呼ばれるものは約四千四百億、それにタバコ益金、こればかりがかかるべき筋へ陳情されまして、タバコ小売業者というものは、自らの税率によって免れられるのであります。問題点は先ほどの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、やはり人情としてだれでも賦税したいと思う気持ちにならざるを得ないのであります。税率が比較的低いと、まあこれくらいならひとつ正直に拂おうという気持になるものであります。その点は私たちにもよくわかるのであります。一層重要なことは、特に国会におきまして一層重要なことは、Dと私者が呼びますものが、税率の高低を規定するということです。税率の高低それ自身が、ほんとうの脱税が一体どれくらいあるかという見通しに依存しておるのであります。この法律案の中に出て参ります税率の決定にあたりましても、大蔵当局におかれましては、ほんとうの脱税Dの推定が、一つの重要な推定の基礎になつてゐるのであります。その点を簡単にここで申し上げたいと思います。

先ほども井藤教授からお話をありましたが、普通国税と呼ばれるものは約四千四百億、それにタバコ益金、こればかりがかかるべき筋へ陳情されまして、タバコ小売業者というものは、自らの税率によって免れられるのであります。問題点は先ほどの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、やはり人情としてだれでも賦税したいと思う気持ちにならざるを得ないのであります。税率が比較的低いと、まあこれくらいならひとつ正直に拂おうという気持になるものであります。その点は私たちにもよくわかるのであります。一層重要なことは、特に国会におきまして一層重要なことは、Dと私者が呼びますものが、税率の高低を規定するということです。税率の高低それ自身が、ほんとうの脱税が一体どれくらいあるかという見通しに依存しておるのであります。この法律案の中に出て参ります税率の決定にあたりましても、大蔵当局におかれましては、ほんとうの脱税Dの推定が、一つの重要な推定の基礎になつてゐるのであります。その点を簡単にここで申し上げたいと思います。

先ほども井藤教授からお話をありましたが、普通国税と呼ばれるものは約四千四百億、それにタバコ益金、こればかりがかかるべき筋へ陳情されまして、タバコ小売業者というものは、自らの税率によって免れられるのであります。問題点は先ほどの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、やはり人情としてだれでも賦税したいと思う気持ちにならざるを得ないのであります。税率が比較的低いと、まあこれくらいならひとつ正直に拂おうという気持になるものであります。その点は私たちにもよくわかるのであります。一層重要なことは、特に国会におきまして一層重要なことは、Dと私者が呼びますものが、税率の高低を規定するということです。税率の高低それ自身が、ほんとうの脱税が一体どれくらいあるかという見通しに依存しておるのであります。この法律案の中に出て参ります税率の決定にあたりましても、大蔵当局におかれましては、ほんとうの脱税Dの推定が、一つの重要な推定の基礎になつてゐるのであります。その点を簡単にここで申し上げたいと思います。

先ほども井藤教授からお話をありましたが、普通国税と呼ばれるものは約四千四百億、それにタバコ益金、こればかりがかかるべき筋へ陳情されまして、タバコ小売業者というものは、自らの税率によって免れられるのであります。問題点は先ほどの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、やはり人情としてだれでも賦税したいと思う気持ちにならざるを得ないのであります。税率が比較的低いと、まあこれくらいならひとつ正直に拂おうという気持になるものであります。その点は私たちにもよくわかるのであります。一層重要なことは、特に国会におきまして一層重要なことは、Dと私者が呼びますものが、税率の高低を規定するということです。税率の高低それ自身が、ほんとうの脱税が一体どれくらいあるかという見通しに依存しておるのであります。この法律案の中に出て参ります税率の決定にあたりましても、大蔵当局におかれましては、ほんとうの脱税Dの推定が、一つの重要な推定の基礎になつてゐるのであります。その点を簡単にここで申し上げたいと思います。

先ほども井藤教授からお話をありましたが、普通国税と呼ばれるものは約四千四百億、それにタバコ益金、こればかりがかかるべき筋へ陳情されまして、タバコ小売業者というものは、自らの税率によって免れられるのであります。問題点は先ほどの所得と税務署相手のときの所得の間の開きといふものは、税率の高さに依存しております。税率が非常に高いと、やはり人情としてだれでも賦税したいと思う気持ちにならざるを得ないのであります。税率が比較的低いと、まあこれくらいならひとつ正直に拂おうという気持になるものであります。その点は私たちにもよくわかるのであります。一層重要なことは、特に国会におきまして一層重要なことは、Dと私者が呼びますものが、税率の高低を規定するということです。税率の高低それ自身が、ほんとうの脱税が一体どれくらいあるかという見通しに依存しておるのであります。この法律案の中に出て参ります税率の決定にあたりましても、大蔵当局におかれましては、ほんとうの脱税Dの推定が、一つの重要な推定の基礎になつてゐるのであります。その点を簡単にここで申し上げたいと思います。

ますと、月給二千二百五十円ですでに税がかかります。もしも扶養家族三人の世帯主であられるならば、勤労者も月給五千六百月ですでに税はかかります。でありますから、ほとんど課税対象とならないような個人がおいでになります。ですから大部分の国民の労働者以外の方の所得が、合せて二兆二千億という推定のもとに、まず所得分布図を描いてあるのであります。総額を少な目に計算してありますので、どうしても所得分布図は所得の少いところにたくさん固まってしまいまして、高い所得の人が非常に少い分布になってしまいます。このようない假定のもとに分布表をこしらえまして、それに御承知の税率体系を適用したのであります。すいたしますと一応の税収見込みが出るのであります。それをシャウブ案のときは約三千二百億と見たのであります。ところが大蔵省では、この三千二百億を実はそのままならないで、さらに第二段の手心をそこで加える。その手心というのは源泉課税でとられる方にはほとんど加えないのですあります。ほほ一〇〇%非常に正確にいえば九八・九%くらいとれるという推定をいたしておられますが、申告納税の方に対しては、このように第一段で手心を加えた所得に対するとであります。そして合計して大体において二千五百億円くらいの所得がもうという手心を加えておるのであります。これが生れて來るのであります。であります。

するから国民党は、税率というのものが一方にあって、それが所得税の二千五百億円という数字と結びつくようにも思いますが、あります。しかし実はそうではなくて、以上に私が説明いたしましたように、大臣省の長年の貴重な体験を基礎にされましたところの、勘と手心をもつてきめられたところの屈折作用が間に入つておるのであります。従つてたとえばかつて農民の供米に對して行つたような非常に強い権力を利用いたしまして、もしも徹底的に正確に所得税を徵收しようとしたならば、この法律案に出ております税率を適用した場合には、所得税は二千五百億円ではなく、おそらく五千億円以上とれるであります。またとい五千億とれたといたましても、正確なる国民所得に対してもおそらく一二%くらいであります。この屈折作用こそが実はあります。またとい五千億とれたといたましても、正確なる国民所得に対してもおそらく一二%くらいであります。この屈折がなればならぬ問題なのであります。税率の体系をいたしましては、いかに美しいものであつても、国民党所得においては、税率そのものを独立に審議していく見積るような手心を加えられ、その低く見積つたものに対してさらに捕捉率を六五%とみるような屈折作用があるので、税率そのものを独立に審議しても意味がないのであります。行政当局に実際の適用税率決定を委任するにまづ第一段階において五〇%も低くひとしいのであります。その趣旨が

申しまして私が公述人として特に申上げたいことは、国会の審議において、そういう角度から屈折作用を考慮を入れて、税率を考え直していただきたいということです。減税と申されますのが、たとい法文の上で「10%そこらの減税がありましても、もつと大きな屈折作用が途中にあつて、それが行政当局の判断にまかされている限りは、国民自身の納税道德も決して進歩しないと思います。私が最初に引用いたしましたエリック・ジョンストンのフランスに関する言葉は、その意味からまさに味うべきものだと思います。

これらの基礎控除といふものが、その最低生活費を維持するに足るだけのものになつておらないというところにも、私は大きな牽引作用が作用されておるのではないかと考えております。そこで一言お伺いいたしたいのですが、たゞいま都留さんから税率体系の改訂について、われくに大きな注意を喚起されたのであります。この点について都留さんは常に深い御研究をされておりますので、まことに恐縮でありますが、この機会に今の日本の国民所得と財政及び国民経済生等をにらみ合せた税率体系というものは、どの程度であることが望ましいかというよくなごとについて御所見がございましたならば、この機会にわれくにお聞かせ願いたいと思います。

接からお詫びあります。しかし、國税の所得税として二千五百億円も必要とするかどうか。そこにもすこぶる問題があるのです。しかしそれをまたさらには黙認したとしても、二千五百億というものは現在の推定される国民所得から見ますと、五%から八%の間くらいであります。ですから皆さんのが平均して大体それくらいの租税を拂われるならば、実は二千五百億円というのは出るのであります。実際には捕捉できない所得が非常に多いし、それからまたどうしても脱税もあるし、あるいは税率といふものが非常に高くなつて、実効税率が一八%だとか二〇%とかいわれるようない状態になつておるのであります。それで私が特に提案いたしたいのは、そういう基礎控除とか扶養控除とかのような部分をも含めた、広い意味の税率体系というものをもう一歩考え方を直して、ほんとうの所得と私どもが税務署を相手に扱う所得との間の大きな開きを狭める方向へ、税率体系そのものをもかえて行くその一步を進めることが、大切なことではないかということを特に申し上げたかったわけでありまして、実際に基礎控除を二万五千円から幾らに上げたらよいとか、あるいは税率そのものもどういうふうな累進の形にして、どの類にどういうふうに適用したらいよとかというような問題は、税法全体との関連において論じなければならぬので、この席では遠慮いたしました。

Digitized by srujanika@gmail.com

ころがシャウア勧告によりますと、そういういわゆる屈折作用のときはないべくあつてはならぬ。そういう考え方のもとに非常に公正な税制をここで実行しよう。ところが日本の場合として、は屈折作用はなか／＼取除くことができぬ。その現実を無視して非常に理想的な税制を実行しよう。そこにシャウアの勧告の持つ矛盾がある。この勧告に關係しておられた教授として、この点についてまたせつかく屈折作用のこと力を説された教授としての御意見を承りたい。

それから特にただいまのお話の中には、課税額の六五%しか調整できないということをシナウップさん自身が見積りつけておられる。これまたシナウップさんの勧告の持つ非常な矛盾である。あの勧告のすみぐにまでそういうことがないという前提のもとに、あの税制ができるとしておる。そこに私は非常な矛盾があると思う。この点どうお考えになりますか。

○都留公達人 シナウップさんはわざか三箇月しかこちらにおられません。したので、私の知る限り十分にいろいろな資料を討議されるいとまを持たれなかつたと思います。その趣旨におきましては、勧告の中にも明らかにありますように、ただいまのような折折作用を最小限にするような方向に、税率体系を改正されることを意図されたのであります。ですが、そのときに利用されましたいろいろな基礎的な統計の資料が、私になつたのではないかと思うのであります。それでいかに合理的な体系を確率体系の勧告において、ああいう形になつたのではないかと思うのであります。

現されましても、日本のいろいろな実現というものはやはり無視できないので、ある程度はその現実に譲歩しないで、先ほどのジョンストンのフランスに関する話にあるように、税率を上げるどかえつて税収が減るという事態がある程度妥協するということを考えるためにいたしましても、私が特に力説いたしたいのは、その現実の妥協の面の手心に大きな幅があつて、その幅をコントロールするものは実は行政当局である。實際には法文の上にある予想を立てられても、その通りにはならない。ならないのは自然的にそうならないのではないか、かなりの程度まで手心といふものがあつて、そうならない場合があるのではないか。だからそれを最初から予定して、十分にその現実との関連を検討された上で、税率といふものを考えられること、それを私は提案いたしたいのです。シャウブさんの意図は明らかに合理的な租税体系をこしらえることになりましたが、現実とある程度妥協をした上でやらなければならぬという趣旨で、おそらくは勧告の中に、申告納税については六三・四%という徵收率しか見ておられないと思うのであります。その点についても実は私個人としては反対したのであります。

について所見を申し上げてみたいと考
えるわけであります。政府は今回の予
算を安定より復興への予算というふう
に説明をされておるのですが、
私ども農村の立場からこれを見ますと
と、復興どころではない、安定恐慌への
予算であるといふように考えざるを得
ないのであります。現在農村の状態は
再生産の基礎資材である肥料の配給す
ら完全に受けられない。また非常に生
活に不自由しております。報奨物資
等はのどちら手の出るほどほしいので
ありますけれども、それすら引取るの
を躊躇いたしておるという事実は、明
らかにこれを物語つておるのであります。
この際もしも農業政策を一步誤る
ならば、ただちに恐慌に突入するであ
らうという状態を見のがすわけには参
らないのであります。そこで本
年の予算について、政府は農業政策の
最も重点を減税に置いておる。本年の
思い切った農村課税の軽減は、すべて
の農業問題を解決するかぎであるとい
う説明をいたしておるのであります
が、私どもがその実態を分析いたして
みますと、政府が称しております点
とは非常に食い違いがあるのであります
。二十五年度の米価の予定は、政府
はパリティ一六八、四千五百六十四
を基礎にして計算を立てておるのであ
りますが、これは昨年度の米価に比べ
てわずかの5%程度の値上がりであります。
かかるに減税の最も重要な財源と
して引当てられておりまする補給金の
撤廃でありますと、そのうち農業生産
に直接関係を持ちます肥料補給金の撤

税による肥料の値上がりは、一月二割、三月に三割五分、七月に七割の値上げの負担減であります。が予想されるのでありますと、その農村の負担増になります。部分は、二百三十七億円であります。これに引比べまして、今回の税制改正による農村の税の負担減であります。簡単にこれを数字の上で申し上げてみますと、二十四年と二十五年、すなわち改正前と改正後を比較いたしまして、所得税において二十四年は四百二十億円、それが二十五年の改正後においては二百億円、固定資産税は昨年が五十億円に対しまして、本年は二百億円となるのであります。住民税は昨年は五十億円であります。これが合計いたしまして、本年は大体五十億円であります。本年は十億円ないし百五十億円程度になるといふ数字が出るのであります。事業税は一応今回は改正によりましてなくなりまし一部分だけになりますが、昨年は大体五十億円であります。本年は五百億円程度に農村全体としては減少いたしました予想であります。これを合計いたしまして、昨年の合計が五百七十五億であります。本年は五百十億ないし五百五十億程度にならうかと考えてあります。従つてその税負担減は僅々二、三十億か、多くて五、六十億あります。従つてその税負担減は僅々りまして、先ほども申し上げましたように、肥料の値上がりの二百三十数億に比べますと、この減税政策が農村問題の解決のかぎであるというふうな政府の宣伝は、実に当らない考え方であると言わざるを得ないのであります。ことに私どもが強調いたしたいのは、農業協同組合に対する課税上の考え方の問題であります。これは各種協同組合と共に通した問題でありますが、特に私は農業協同組合の場合を強く指摘いた

したしのであります。これが今後の規制改正では、一般營利法人と比べて何ら特別な考慮が拂われておらないといふ点であります。これは從来農業組合は、一般營利法人とはそこに區別をもちまして、本日まで參り入れられておらないのであります。農業協同組合は今さら私が説明申し上げるまでもない。日本農業が世界に類例のない惡条件を宿命的に持つておりまして、すなわち土地が非常に狭小である。そこへ終戦後たさん引揚者、あるいは政府の行政整理による過剰人員、あるいは一般企業の合理化による失業者、こういうものの大部分が農村に流入いたしまして、戰前において大体一千四百万人程度の就労人員が、現在では二千万人を突破しておる。従つて耕作面積のござも、從来一町歩程度のものが、今では七反五畳に落ちている。このことは、いかに農業經營の高度化、科学化を考えましても、日本農業の宿命的な弱さであります。いわば敗戦の跡始末を一手に引受けおるというふうな形の農村は、何らかの特別の施策が行わねざる限り、とうてい外國の合理的な高度化せられた農業と裸で太刀打ちすることは不可能であります。私どもは農村が崩壊するということを考える場合に、とうてい日本の經濟の再建はあり得ないといふふうに考えるわけであります。日本農業の持つ特異性を正しく理解し、それを解決する方途として農業協同組合法が制定をせられ、その方向で農村は、協同組合のもとに脆弱な農業經營

政所需要が、そう高率所得者に対しても累進率を高める必要がないというならば、別でありますけれども、要するに本の蓄積を助長する意味における今回の措置に對して、ただいま申し上げましたように、農村では増産施設、土地改良その他現在の農産物価においては自力において資本蓄積ができない——この重税のもとにつけては資本蓄積ができず、完全な収奪農業をしておると、いう現状に微すれば、今後高率所得者に対する資本の蓄積を許すならば、それより前に、この零細農業に対する基本の蓄積を許して、食糧増産、農業経営の維持、そうしたこと完全に推進し、そうして少しも早く世界農業と並んで、その蓄積を許して、食糧増産、農業経営の維持、そうしたこと完全に推進することこそ、重要な問題ではなかろうかというふうに、私どもは甚しきまとして、この高率所得者に対する累進率を五五%で押えておる点について、非常な不満を持つのであります。それから次に所得把握の問題であります、これは都留先生からお話をうふうに考へるのであります。それ問題であろうと思いますが、そういう場合、われく農業者は所得把握の非常に大きな犠牲を負つておるところに申上げますと、私は昨年審議会の委員といふうなことでありますけれども、この農地の生産条件といふものは非常に複雑な幅がありまして、すなわち米で申しますなれば、昨年農林省の調査資料に基きまして、一石の生産費が一番條件のい

なんということはまことに不得手で、税金を少しくらい余計にとられても帳面をつけることなんか煩わしい。それでは帳面をつけないと、いうことを口宣うとするだろうと思う。その点は農業生産者が非常に複雑な條件に置かれておらず、おなじに、おそらく今までのようないくつかの問題であります。そこで帳面についてはむりの行かない所を得の把握については私どもは免税業協同組合に対してもは免稅するか、さもなければ課稅するにしも、特別法人として農業協同組合設立の趣旨に合致するような特別の考慮をひお願いいたしたい、かよに考へるのであります。農業協同組合の経営は一般に営利經營と違いまして、組織員のために行う協同事業であります。そこでは剩余金を生まないと、いうふうなことにして、赤字を出さない、剩余金も出さないという經營であります。うなれば、これは手数料を減額することで、そこは建前である。剩余金が生まないと、いうふうなことにして、赤字を出さない、農業協同組合のねらいであります。しもこの協同經營によつてその法人業者個人が恩恵を受けるわけですから、その個人の恩恵に対して課税されること段階で利益が生まれない、それだけをされることは肯定すべきでありますけれども、農業協同組合を他の利益と人と同じに考えて税金をかけるといふことは、まったく当らないのであります。この点を御考慮を願いたいとがるのであります。

い。一般にも問題があろうと思ひますけれども、一応私は農業協同組合の立場についてのみ申し上げたいと思うのであります。ただいま申し上げましたように、利潤を生まないということを本旨として経営をいたします協同組合が、他の當利法人のように利潤を含めての他の課税客体、一方農業協同組合は利潤といふものを生まないので、それを同率の課税をされることは、これでは経営の基礎がとうてい成り立たないのであります。これは協同組合に対する場合は、さような意味で全面的に免稅をしていただきというふうな御考慮が願いたいと思うのであります。私どもの方でいろいろ調査をいたしてみたのであります。十数組合の調査であります。そうした多少でも利益のある組合の附加価値稅の影響を調べてみたところ、従来事業稅の場合には困りますので、多少は利益を生んでおられます。そうした多少でも利益のある組合が、現在多少の剩余金を生まないといつたとしても、赤字になつては困りますので、多少は利益を生んでおられます。そうした多少でも利益のある組合の附加価値稅の影響を調べてみたところ、従来事業稅の場合には困りますので、多少は利益を生んでおられます。そうした多少でも利益のある組合が、現在多少の剩余金を生まないといつたとしても、赤字になつては困りますので、多少は利益を生んでおられます。それから二組合当たり四千円程度の課稅であります。そうした多少でも利益のある組合が、附加価値稅になりますとハ一万円程度の税額になります。それから二組合で利益の出ない組合も、大体一千円程度の附加価値稅を負担しますが、相当たくさんあらうと思ひますけれども、そうした場合への附加価値稅を当てはめてみると、町村の四五百税額になります。こういうふうな協同組合は性格に照しまして、非常な不合理なことを持ちますので、特にこれは御研究願いたいと思うのであります。

れを点のでな四車画、いシハまほた

は協同組合の場合といふのではありません。全体的な問題であります。農地改革等の精神に徴しましても、できるだけ低くしていただきことが妥当ではなかろうか。ことに相続等の場合におきましては、あります。これは農業經營の場合を考えますと、自作農創設の方針を相続の場合に根本的に障害を起すというふうな点も考えられますので、農業の係数をできるだけ引上げていただきたいというふうに考えるのであります。

いうことで、できるだけ納屋をこわしたり。あるいは二階建のうちを二階だけとつてしまおうというふうな苦しい算段を考えする農家が、たくさん出て参つております。これらの実情もよくお考えをいただいて、特に家屋の場合には生産性が伴わないという事実の上に立つて、税率その他をおきめいただきたいと考えるのであります。

次に住民税の問題であります。住民税は扶養控除の対象となつておる者も、一應納稅義務者にしてありますけれども、これは非常に私ども矛盾だとと思うのであります。扶養控除を受けられるということ自体が、これはもう独立しての納稅義務を負うべきでない。納稅能力がないというふうな解釈をしてよろしいと思うのであります。にもかかわらず住民税の場合は、扶養控除を受ける者も納稅義務者であるといふことになつておりますが、この点等も改めていただきたい点であります。それから次に住民税の所得割の計算についてであります。御承知のようになります。これは本年に限つては、第一の方法をとるようになつておるようですが、御承知のようになります。三つの方法が示されておりました。ありますけれども、もしこれが二、三の方法をとられるというふうな場合には、非常に高率になりますために、これも明らかに一の方法をとるというおきめを願い。もし二、三の方法をとる場合には、制限率を、ずっと引下げるというふうなことに御考慮を願いたいと考えるのであります。

その他二、三申し上げたいことがあります。大分時間を経過いたしてしまいましたので、一應この程度にとどめまして、私の意思にいたしたいと考

○川野委員長　ただいまの黒田新一郎君の御公述に対して、御質疑があればこの際發言を許します。

○小山委員　ただいま一番最初にお話になりました農村の税の負担の問題であります。これがわれわれが今まで政府当局から説明を受けておりましたとのと、相当違うであります。それであなたの立論の基礎を、一応お伺いしてみたいのであります。その前に政府当局が出しました表によりますと——これは家族の構成がどうもはつきりしないので、その点が若干不安であります。が、所得八万円の農業者は、従来の地方税が二千二百五円で、新しい地方税が四千八百六円で、地方税において二千六百一円の増加を来しますが、国税において六千七百円の減少を来し、差引四千円の減少である。十万円の場合には、現在の地方税が五千八百八十九円で、新法によれば六千八百九円に増加して、九百二十円の増加を来すが、所得税において一万五十円の減少となる。十五万円の農業者は、従来の地方税が一万四百八円、新法によれば九千九百九十五円で、四百十三円の軽減になりまして、さらに所得税による合計いたしまして、約二万円の減税になります。合計いたしまして、約二万円の減税になるという説明であります。ところがただいまの黒田さんの御説明によりますと、地方税と所得税と合して、農村総額においては五十億円程度の減税にしかならない、こういう御説明であります。

ところでお伺いしたいのは、所得税を二百億円と御認定になつておるにかわらず、住民税を百億円ないし百五

十億円と計算されたのは、何か間違いではないかと思うのであります。と申しますのは、住民税のいわゆる均等割の場合は非常に少ないのでありますて、所得控除であります。所得税の一八%が大体住民税でありますから、農村の場合においては所得税がぐんと減れば、それだけ住民税はぐんと減るのであります。そして、この計算によれば、所得税は四百二十億円から二百億円に減税になりますならば、住民税はその一八%の三十六億見当でなければならぬはずであります。そういたしますとあなたの方の計算で、すでにここで七十億ないし百二十億の誤差が出て来る。これがもし私の申す通りであるとすれば、農村の実態と違たお話をなさつたことになりますし、あなたの方が正しいとすれば、政府当局の説明が間違つておるということになります。もつとも問題は、この国税と住民税との関連において、私の計算によれば大体三十六、七億であるはずの百億ないし百五十億と計算された、その基礎をひとつお伺ひしてみたいのであります。

七百五十円で計算されておりまして、その差額は五百円、一石当り五百円の增收ということは御説明の中になかつたのであります。それは御考慮の上あります。それも伺つておきたい。同時にまたそれらのバック・ペイあるいは今度の二十四年度産米と二十五年度産米との値上がり増、これを所得税の根拠にお考へになつておつたかどうか。この三点をお伺いしたいのであります。

○黒田公述人 御質問の第一点であります。これはなるほど所得割は一八%程度であります。住民税人頭割が四百円ないし五百円というふうなことでありまして、その数字が四百円になるか五百円になるかというふうな点、それからこれは都市の方は高額になりますが、大体農村は、最高額は五百円ということになります。そうして、ありますて、今お話を伺いますと、若干これは数字が大きいのじやなかろうかといふふうに考えますので、これは再調査いたしてみます。

それから米の問題であります。バック・ペイは、これは一応こととしては、バッカ・ペイをされますけれども、それは一応昨年の米価という考え方であります。本年は四千七百円でありません。それでありますので、その七十億と減税分とを加えまして、肥料の値上がりの二百三十億に比べますと少額であるということを申し上げたわけであ

ります。

○小山委員 いや私が申し上げたのは、今度の税制は、政府当局の説明によりますと、国税、地方税を合せて、労働者及び営業者の場合は若干の減税であるけれども、農村の場合においては相当な減税になる。こういう説明を受けたのであります。あなたの御説明を聞いておりますと、それが一向減税になつてはいないという御説明でありますので、それをお伺いしたわけ

あります。○黒田公述人 その減税になつておることは、これは私どもも認めるのであります。先ほど申し上げましたように、数字の上では多少食い違いがありますが、私の申し上げたのも五、六十億の減税にはなる。しかしその減税の引当てである補給金の撤廃ということが一方にある以上、農村全体の経済から考へると、その減税が決して農村にそれだけただちに恩恵になつておらず、減税であるということの事実は認めます。

○北澤委員 ただいまのお話によりま

すと、中央と地方と両方の税を合せま

して、農村においては大体五、六十

億、五十億ないし百億見当の減税にならぬものが、大体なくな

るだろう、こういうお話を考へまし

て、從来寄付金を納めたことを考え合

わせますと、やはり私は相当程度これは減税になりはせぬか、こういうふうに思つております。

もう一点伺いたいのは、営業所得と

農業所得との比較を考えますと、営業

所得には固定資産税のほかに附加価値税がある。今度の地方税法によりますと、附加価値税は全部で四百四十億円

上る、こういうことであります。○川島君にはかからないというわけでありま

す。固定資産税の方は全体で五百二十億円といふことになつておりますが、農

村はそのうち二百億、そうすると農業

以外の商業所得の方に三百二十億円か

かる。こういうふうに考えまして、私

は農業所得と営業所得の比較を考えま

すが、その点についてお考えを承つ

ておきたいと思います。

○黒田公述人 私はいささかここは意

見が違います。先ほど都留先生からも

お話をありましたように、最近におき

まする日本の鉱工業の生産力の増大と

農業のそれを比較いたしました場合に、

農業の方はほとんどそ

られないのです。それで、ただいま

お話を聞いておきたいと思います。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対し黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

話がございましたが、それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。そこな御自信のない

ことではいかぬと思ひます。農家は全

体で六百万戸くらい、所得税の方は三

百万戸で半分きりかかりません。しか

しながら住民税は残り三百万戸にもか

かつて来る。人頭割をうして所得割。

そこでお尋ねするのですが、今北澤

君から寄付金はどうだといふ営業者と

の比較、これも私は違うと思う。寄付

金の問題もやはりシヤウア勧告により

まして、今度の地方税においてそれを

吸収しておるのであります。ですからその寄

付金が省けるから、それだけ農家の負

担が軽くなるということは当らないの

ではないのであります。それに比べて

農業の進歩というものは、今年の安

定、五百億ないし百億見当の減税にな

るだらう、こういうお話を考へまし

て、從来寄付金を納めたことを考へ合

わせますと、やはり私は相当程度これは

減税になりはせぬか、こういうふうに思つております。

もう一点伺いたいのは、営業所得と

とによつてもう人間らしい生活はでき

ない。私ども田舎にしようちゅうおつ

さて拂えぬで困つておるにもかかわら

ず、あの夜のネオンサインの消費費、あ

るだけの電力を消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

○川島委員 今小山君からちよつとお

話がありました。それに対して黒田

さんは住民税の問題で、この係数は違

うかもしれません。

○北澤委員 私は全体の商工業者と農

業者との比較を言うのでありません

で、今度の税制改革に関連して、営業

業

な形になつておる。そういう一方にお

ける重税と一方における預貯金の減少

等による金詰まり、それから低米価

で東京に出て参りますと、一休東京あ

たりの電力の消費は何だ。電力料が上

がりません。

し上げたいのであります。私は今
いろいろ御説明を伺つた数々の統計資料
などについては、私どもしよつちゅう
政府からもらつておりますのと、數
字の食い違いがあるといいたしまして
も、当委員会で税法を審議いたし
上に、非常に貴重な御意見であるよう
に考えておるのであります。顧わくば
ひとつ当委員会のために、公述人がお
持ちになつておるそういう資料をわけ
ていただけるならば、私ども真剣にこ
れを検討調査いたしまして、そうして
眞理の存在する部分はこれを取入れて
審議をやつて行きたい。こういうふう
に考えますから、どうかその点お願ひ
いたします。

対しましては、まことにけつこうだと考えるのであります。先ほど来お話をありましたように、なお五十五万円程度では今日の物価水準から考えて、低きに過ぎる。またその税率にいたしましても、低きに過ぎるというふうに考えておりますので、さらにこれを上げていただくことが中小商工業者いたしましての要望でござります。

第二の点いたしまして、所得税の基礎控除が現行一万五千円からこれを二万五千円に引上げる、こういうう案に対しましては、従来から中小企業側一般の引上げの要望ではございましたけれども、その点もまことにけつこうだと存ずるのであります。しかしこの基礎控除額につきましても、やはり今日の物価水準から考えまして、あまりに低きに過ぎると考えるのであります。昭和十年の一ドル二円の当時におきまして、基礎控除が千二百円であったのです。あります。たゞいま一ドル三百六十円として換算いたしますと、二十一万六千円の基礎控除でもしかるべきものだと言えるのであります。そこで所得税率は上げなくとも、もう少し基礎控除額を上げていただきことが、中小企業といたしましてはぜひともお願ひいたしたい。これが第二の点でござります。

第三の点いたしましては、中小商工業者に對しましてはただいま申しますように、基礎控除が従来より上つたといふ点においては有利でござりますが、しかし一般の勤労所得に比較いたしましては、特に勤労控除といふのがないという点において、なぜそちらにいう差別待遇を受けなければならぬかということに對して、非常に疑問とお

「不満を持つ」わけであります。もとより中小企業といったとしても、ビンからキリまであるわけであります。その中でも零細な中小企業者というものは、朝早くから夜おそまで、極端に申しますれば天びん棒一つつかいで多くの危険を負担しながら、給料取りと違つてその営業をしておるものであります。その受ける所得といふものは、勤労所得者と性質において何ら異なるものではないのであります。同じ十二万円の所得の給與所得者でありますならば、現行法におきましては一箇年十二万円といったしまして一万五千円で済むのが、営業所得でありますために同じ十二万円にいたしましても、これが四万八千円もかかる。こういう計算が出ておりますよう、同じ所得に対してなぜ営業者のみがそれだけ多く負担しなければならないのか。これは所得税の関係のみではなく、事業税の関係も入れたのであります。資本を投下してそれに對してふところ手をしておつて入つて来るという性質のものでないのに、なぜ特に事業をしておる営業所得であるからといって、それほど多くの負担をしなければならないのかということが、われくには了解できな点でございます。この点は今度の勤労控除が從来の二五%が一五%に引下げられるということと、先ほどの基礎控除が引上げられるということによつて緩和されておりますけれども、なおその間に不均衡があるということに対しまして、特に零細業者のためにこの際特別の控除を認めていただきたいと考える次第であります。最近中小商業者は中小企業等協同組合法によりまして、企業組合というものを結成いた

活者の給與所得に切りかえたいというところまで進んでおるということは、この税負担が特に給與所得に比較していかに重いかということを、端的に物語るものであろうと思うのであります。もちろん私は勤労所得を特に重くしろという意味において申し上げるのではありませんが、零細業者の事業ではございませんが、零細業者の事業所得と公平を失するという点につきまして、特にお考えをいただきたいと考えるのでございます。

次に中小企業の所得税に関する一番大きな悩みは、申告に対しまする二方向的な更正決定が働いて来るという点であります。いかに説明をしてもいかに帳簿を示しましてもこれを信用してもらえない。そのため非常に多くのトラブルが起り、そのため非常に多くの労力を要するという点であります。たために營業をも廢止しようといふような人が続出しておるという現状でございます。この点につきましては承認のよううにこの青色申告制度といふものは、非常に利用が少いということに相なつております。かようなければうな制度、またせひともこれをやつて行かなければならぬ制度であるにもかかわらず、なぜ業者がこれを利用しないか。これは業者の側におきましても、大いに反省しなければならない点多々あると思うのでございますが、なおこの制度を実施する上におきまし

第一の点は帳簿の様式がかなり複雑解でございまして、中小業者にはこの青色申告制度の帳簿様式に乗ることができない。この程度のものは当然つけなければならぬものでありまして、簡単なものを御指定願うよう願けれども、これは漸を追つて完全なものにするのがよろしいと思うのであります。現在の状態におきましてはもまして、簡単にものを御指定願うよう願いたいのでございます。

第二の点は税務当局におきましての御理解あるいは御協力が薄いよう考えるのでございます。国税局におきましては相当の予算をお使いになります。宣伝のために全国に普及していたのでおきますが、税務署だいておるのでございますが、税務署当局におきまして——これは全部そうであるとはもちろん申し上げられませんが、中に青色申告などやつてもだめだよということをおつしやる税務署が相当あります。迷つております業者が今まで税務署といろ／＼交渉いたしましても、なか／＼信頼してもらえない。また青色申告をして、税務当局がそういうことをやつたのではなくてもだめだ。こういう感じを持つ人が非常に多いのでございまして、せつかくこういう制度ができる以上、ぜひともこの制度を利用するよう税務当局におきましても御協力、御理解をいただきたいと考えるのでござします。

それから第三の点といたしまして、青色申告をすればこういう点について不利益がなくなるというようなことはございますが、こういう点についての利益があるという点がございませんから、これは率直なことでございます。

が、青色申告をすれば何かそこに一つ大きな特徴がある。消極的な特徴でなしに、積極的な特徴というものをお考え願いまして、この青色申告制度といふものの普及に御協力をいただきたいと考るる次第でございます。なお所得税につきましてはその他二、三ござりますが、時間の関係で省略させていただきます。

次に法人税の関係でございますが、零細な業者が、先ほど申し上げましたように中小企業等協同組合法によつて、企業組合といふものをつくつておるのであります。この企業組合に対しましては、普通の協同組合に與えられておりますように割りもどしに対する損金勘定の特点が與えられておるのであります。特に中小業者のうちでも零細なものをつくつて、企業組合に対しまして普通の協同組合と同様の特点を與えていただきたいと考えるのでございます。なお法人税のうちで従来の超過所得が廃止されたということにつきましては、中小企業が非常に資本が少ないのであります。昔の十九万五千円程度の資本でやつておりますおりまして、利益が相当率といったら、これが廃止されるということとは非常にけつこうだと思っております。

次に物品税の関係でございますが、物品税は先ほどの議会において御改正願いまして改善されたのでございましては、倉出し後一箇月以内に納めるのが、一箇月延長せられたということが非常にけつこうな点でございますが、なお寒情から申しますると、倉出し後どうしても代金の回収までには、三箇月以上を要するということになつ

ておりますので、その税金の立てかえをするということは、今日のような物価が高い場合には非常な負担になつて参りますので、この納期をさらに一箇月程度延長していただきたい、ということが切なる要望でございます。また税率につきましても相当改正になつておりますが、それでもなお非常にこれが重い負担になつておりますので、この点もあわせて御考慮願いたい。この物品税は業者にとりまして非常な悪税に相なつておりますので、正直者はどうしても物品税を納めなければならぬ。しかるに物品税を一面においてのがれる者がありますために、非常に不公平なことに相なつておりますので、物品税を将来に廃止ましては全廃していただくことが望ましいのですが、物品税がありましてために帳簿も実はつけられない。これはほんなどよろしくないことですが、事實はそういう関係に相なつて参ります。物品税がありますために帳簿も実はつけられない。これはほんなどよろしくないことですが、それで、ぜひともこの物品税につきましては、将来は廢止するという方向にお答えをいただきたいと考えるのでございます。

業者との間に、大きなトラックが起るということも起るということも考えられますので、少くともこれを一年程度は延期していただきたいということが業界の要望でございます。かりにどうしてもこれを実施するいたしましても、相当額の免税点を設けていただきたい。取引高税とは性質が違つておりますが、一部において似たところもござりますので、取引高税が三万円の免税点がありましたように、少くとも五万円程度の免税点を設けていただきたいことをお願いいたしたのでございます。

でございまして、特に中小企業のため
に、税制改正にあたりましては、その
立場を御考慮願いたいと思うのでござ
ります。

たいへん時間が切迫しておりますので
で、急いで申し上げまして御了解が行
きにくかつたと存じますが、一応中小
企業の立場から、今回の税制改正につ
きまして一言申し上げた次第であります
。

○川野委員長 ただいまの稻川官雄君
の御公述に対し御質疑がありますな
らば、この際許します。

○三塙(則)委員 私は簡単に二、三の
点について公述人の稻川さんにお話を
承りたいと思います。御承知の通り中
小企業は零細な事業が多いのであります
して、税金に苦しむことは一番多いこと
とと考えております。ただ一方的に官
吏が更正決定をいたしましたときにお話
いて、この異議申請をいたしましたら
これに対する訂正をいたさなければなら
ないとは存ずるのですが、今
連盟の方ではどう考えておられるかど
うかという点が一つ。

第二番目は、青色申告という点につ
きましてはまことにけつこうなお話を
あります。が、場合によりますと青色申
告をいたしましても、帳簿が不完全の
場合におきましては、かつてに税務署が
がやるのではないかという不安がある
と思いますが、これに対して連盟の方
ではどう考えておられるかという点が
第二点。

第三点は、物品税でありますが、物
品税は私の觀点からいたしますると、
はなはだここで申しにくいことであり
まするが、半分以上納めていないと私
は感ずるのであります。これはもちろ
ん

ん税金が高いかからでありますか、これにつきまして正直な者が割合にばかを見て、不正直な者は、あるいは自分でかってにやつておつて、物品税を納めない者が多少あると思つておりますが、中これに對して均等せしめるよう、中企業の方でも考えなければならぬと思つておりますが、この点について、どういうふうな考え方を持つておられるか。この三点についてお伺いいたしたいと存ります。

○稻川公選人 御質問の第一でござりますが、税務署の方の一方的の更正決定に對して、どういう考を持つておるかという意味が、実はよくわからないのでございますが、私どもはやはりこの点については、税務署が一つの基準などを設けまして、一方的にかけられることは非常に困るのであります。しかし業者の側におきましても、証據力が非常に不十分であるという点につきまして、違憲の点が非常に多いと思うのであります。従つてこれはどうしても私も私どもいたしましては、青色申告の制度に乗るように、今後業者を指導して行かなければならぬと考える次第でございます。

第二点の青色申告をいたしまして、も、なお税務署が更正決定をして来るのではないかといふことはごもつともでありまするし、またそういう点から、青色申告制度に乘らないものが相当多く思つておきます。しかしそれをするので、ます青色申告をすることの方が有利である。青色申告をしなければ、いきなり行かれましてもこれに

四

文句を言う余地がなくなるのであります
が、少くとも青色申告をしておれば、
一応その線で防がれるということがござ

この縁によつてきめるということも一つの案だと思いますが、公述人は何と考えられるか承りたい。

う、そこまで思い切った政策をとられておるのでございますが、企業組合に対する対しても、給與所得にしたからと

○川野泰興長 午前はこの程度にいたしまして、午後一時半から再開することとし、残される公述人の方々の公述

ざいますし、青色申告をいたしまして一定の帳簿をつけます以上、どうしても真実性のあるものでなければなら

○稻川公述人 最近ガラス張り経営、公開経営ということが盛んになつておりまして、ガラス張り経営をしたもの

して、従来はともかく、今後はそれがほど税が軽くなるものとは考えておりません。すなわち基礎控除が引上げら

午後零時五十九分休憩
を終行したことにいたします

ないということは当然であります。今後の官民の指導によりまして、眞実性のある帳簿をつけて行くようにして行かなければならぬと考えるのであります。

を標準にして、一斑を推すというようなことも行なわれておりまして、私どもはそういうガラス張り経営というものをお非常にけつこうな経営の方法であると考えておりますので、ただいまの御質問はこゝによつてお答えできるといた

れておりまするし、勤労控除が引下げられておりまするし、また企業組合に對しましては、従来事業税がかかつておつたのでありまするが、その事業税の軽い特典もなくなりまして、附加価値税ということになつて参りますと、こ

○川野委員長 午後一時五十分開議
開きます。

それから物価の点にござりましては、お詫の通りはなはだ申しにくいくことでござりまするが、その納税状況はよろしくないのでございまして、そういうような意味から申しましても、正

○官賈委員：ごく最近に企業協同組合を盛んにつくつておるようですが、これ非常に税が軽減されるというお話をうように考えております。

これは収益課税でございませんので、企業組合にも相当の税金がかかるつて来る。そういうような点を見ますると、企業組合の従業員になつたからといふ

願いいたします。
○土田公述人 私は日本酒造協会代表
理事の土田国太郎であります。本日公
述人としてしまして意見を申し上げ

直者がばかを見るということになりますので、私はその金庫を希望したのであります。しかしながらこの制度が行なわれております以上は、正直者がばかを見ないよう、特に納税の点につきましてこれは強力にやつていただきたいことが、必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

が、今までの十人なら十人の者が企業協同組合をこしらえて、税が安くなる、源泉徴収だけでいいというような考え方を持つておるようあります。われくは実際昨年度の更正決定よりもそろ安くなるとは考えられない。企業連盟あたりでは、こういう協同組合をつくる場合にどう御指導をしておるか伺いたい。

ので、従来の税制の場合には相当安くなくなるとするが、今後の税制の場合におきましてはそんなに安くなるものではない。しかし少くとも勤労控除一五%だけは安くなるということが、はつきり言えると思うのであります。しかしながら企業組合によりまして、営業を徹底的に合理化するということの利益が非常に大きいのと、もう一つは、税の安くなることは、ぼくら別に

○稻川公通人 この点は「きずして」
実は詳しく申し上げまして、お願ひ申
し上げたい点もあるのでありますが、
時間がございませんので省略いたした

いたしまして、事業所得の場合には、
青色申告をすれば別であります。な
かなか青色申告も使えないということ

じますが、これにはいろいろ機関もあります。もちろん連盟といたしましても、業者を代表いたします者が、ある程度折衝することも必要である、と思うのであります。これにつきましては、もちろん帳簿といふものが源泉となるわけであります。帳簿の思想の發達と、もう一つは業者の方で模範店を示しまして、その模範店におきます取支計算を櫻田税務署長等に申達して、

いと思ひます。こく要点だけ申し上げ
たいと存じます。今まで事業所得であ
りまするために、勤労所得に比べまし
てあまり税金が重かつた。またもう一
つは、税の重い軽いということより
も、更正決定が事業所得に対する一
方的に働くという、その煩わしさのた
めに、ここに企業組合といふものを結
成して、従来の一国一城のあるじから、
その商売をやめて組合の従業員になろ
りまするためには、勤労所得に比べまし
てありますと、やはり税金等との打交
渉、更正決定の煩わしさからのがれる
意味におきましても、企業組合の従
業員になりたい。こういう希望が相当
にござります。そういう意味で、税金
が若干安くなるという点と、更正決定
の煩わしさからのがれたいというの
で、企業組合の従業員になる者は、依
然として相当あるという現状であります。

倍、それから二級酒であります。が、昭和十五年には一円九十銭であつたのが、本年一月には六百四十円になります。として、勝率は三百三十七倍といふことになつております。また清酒代用の合成清酒について見ましても、一級が昭和十五年は二円三十銭でしたが、今年は六百四十五円、これは二百八十倍の増であります。二級合成酒にありま

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

しては、昭和十五年是一円九十銭であります。これは二百七十六倍といふことになります。しようちゅうは昭和十五年には一円八十八銭で、普通の酒類よりもむしろ高いくらいであつたのであります。本年は四百二十五円、騰貴率は二百二十六倍で、一般酒類としての騰貴率は少いのであります。この酒類は、合成酒、しょうちゅうの平均価格を見ますと、昭和十五年には二円四十五銭になつておられます。それから本年一月は六百五十七円に相なつておりまして、昭和十五年一月は六百五十七円に相なつておりまして、昭和十五年には二円四十五銭になつておられます。

次の欄に参りまして、食糧品及び小売物価の指数——昭和八年が基準であります。それから見ますと、百七十五円七十五銭のものが、二年半の本年一月は三万七千二百四十四円になつております。百五十六倍の比率になつております。

次の欄の商品全部の総平均の小売物価指数、昭和八年を基準といたしまして昭和十五年は百七十八円、昭和二十年一月は二万五千三百九十五円これから倍率は百四十三倍、こういうふうに明らかにこの表に販売価格の値上がりというものが示されてあるのですが、ほかの商品に比しまして非常なる値上がりをしまして、商品に比しまして二・四倍ないしは三・四倍の程度で、他の商品より高騰率を示しておるのであります。こういうふうに値上がりが高くなりまして、一般的の商品に比しまして二・四倍ないしは三・四倍の程度で、他の商品より高騰率を示す。戦前の昭和十一年は一升四十銭税金であったものが、現在は特級が

升八百四十八円、こういう高税率になつております。実にこれらは二千百二十倍の増徴であります。實際われゝ業界といたしましては、酒を売るのでなくして税を売るというような感じを持つております。消費者もさように感じておるのであります。また昭和十五年の一升七十錢の酒税に比較してみましても、現在は清酒の特級酒は千二百十一倍となり、また一級は九百二十四倍、二級は六百三倍、これが清酒の税率の急騰状態であります。また今度酒の二級は四百七十九倍、一番安いと言われております。ようちゅうも、四百二十一倍というよろな高税率が課せられておるのであります。シャウブ博士の勧告は酒税收入の目標を二十五年度大体八百億円見当、二十六年に至りまして五十億円増、約八百五十億ないし三十億円であるというように私承つておるのであります。シャウブ博士の目標よりも本年度においては三百三十億円の超過となつております。十分御提案になりました酒税收入は、一千三百六十億円と見込んでおります。かようなる計算になるのであります。かようにも多額の増徴を見込まれておる次第であります。はたしてかくのごとく高率のものがありまして、消費者各位がこれを全世界にマッチした税であるかといふことにつきまして、非常に疑問があります。はたしてかくのごとく高率のものを見ますと、はたしてわが国の経済界にマッチした税であるかといふこととも、非常に危ふまれて参つております。結果は税の收入にも非常に悪い

影響があるのではないかということを心配しておるのであります。御承知のように今や一般の物価はいわゆるデフレ傾向になつて参りました。決して景気がいいといふようなことは申せないのが事実であります。一升七百円から一千円以上もする高い酒類は、予期する数量の販売が完了するかどうかとしましては現在、本年一月以後清酒の特級であるとかあるいは一級とかいう高級酒は、地方はもろんであります、が、大東京でさえも非常にストックが多くなりまして、卸販売機関が全部これを抱いておるというような、非常に悪い現状に今立至つておるのであります。あわせてこの高い税をねらつて密造といふものが、地方には盛んに横行しておるということは事実であります。密造といふものは申し上げるまでもなく税の高いということがねらいになつておりまして、酒税が高いことはむしろ密造の奨励といふような意味にも実は見受けられるのであります。この点非常に憂慮にたえないのであります。ところが政府といふたたまでは、しようちゅうを下げたから密造はこれで全部防止できるのでありますかといひますと、いわゆる日本の米でつくりました清酒といふものが、一番日本の国民性にマッチした飲料であります。過般も國論調査をいたしたのを拜見いたしますと、清酒を一番欲求いたしておるよ

な実事か、最近はまことにこれがておるのあります。かくのごとくこの密造といふものは大きな問題であります。これをそのままにいたしておきすときには、国民の税の觀念はもちらんのこと、また清酒の価格、この両面から非常に大きな問題が惹起されるのであります。こういう点をわれくはつとに国会に対しても願いをいたしまして、何とかしてこの密造の対策を講じなければ、國家といたしましてもまた国民といたしましても重大なことになるのじやないかと考えるのであります。

次に酒類の生産及び消費の状況を簡単に申し上げますと、戰前の昭和十二年を基準として見ますと、昭和十二年は清酒が四百三十七万石、ほかの酒類が二百十四万石で合計六百五十一万石、その当時は内地人口は約五千万人であつたのであります。でありますから一人当たりは約一斗三升を飲食だという計算になるのであります。ところが本年のときは清酒が約八十万石、合成酒が四十万石、しうちゅうが約四十万石、ビールが七十六万石、そのほかの雑酒類が四万石で、合計いたしまして、二百九十万石そこそくであります。半数にも足りないといふように、酒類の生産は少くなつて参つておるのあります。人口は今約八千二、三百万人もありましようか、それを御斗も減つて來た。といふのが現在の実情であるのであります。清酒は主食の關係から原料米が非常に少くなつて參りまして、戰前に比較いたしましたと、

かに一二%ほどであります。これによりやくアルコールを加えまして製造して、合計が約一八%の生産になるといふのが清酒の現状であります。戰前と比較してみますと、三百万石もの酒類の生産というものが各種類を通じて減少されておる結果、この三百万石は少からば現在何によつてまかなわれておるのであるかということになるのであります。それは先ほど申し上げました實造によつてこれがまかなかわれて参つておるのであります。これは常識として官民ともに、これに關係ある方々の御意見は、大体原料米として二百万石が實造されておるのじやないか、こ^ううようによつて推定されておるのであります。二百万石の原料米を正式ルートに引き直しまして販売いたしますと、大体二千億円の税の増徴になる計算であります。こういうよしな意味合い^はことはもちろんけしからぬと言えば言えるのであります。いろいろ地方税務署等の報告を調べますと、これが取締りに対する收稅官吏の人員が足りないとか、あるいは經費が非常に不足をいたしておりますし、取締りに出動することができないというのが現況であります。取締りに出られる方々は警察官を初めといたしまして、收稅官吏が行くのであります。ほとんど命がかかるわらず、手当はほとんどないといふような非常に悲惨な状況であるのであります。どうかこういう点もひとつ國会におきましてはお取上げに相なりまして、實造の対策ということは税

收の増大をはかる一大原因であり、またこれは食糧問題の解決にも重要なボイントであると、私は考えるのでありますから、どうか皆様方におかれました。ただ単に税金だけ高ければ國の税収を増すというような表面に現われた問題でなく、この隠れたる裏面の大きな損害を除去くださるようにしていただくには、すなわちわれ／＼日本人といたしましては、先ほど申し上げますように、米の酒が一番好まれておることは事実でありますから、適当な科學的方法をもつてこの増産をはかり、また当然税率も安くしていただきまして、都鄙を通じて消費者が安心して買いた得るような状況にしてほしいと思うのであります。先般シャウブ博士がこちらへおいで際にも、酒というものはほとんどのよき品であるというようなことを申されたことを聞いておりますが、日本の酒はそういうものではなく、實際労働者各位が明日の活動のために家庭で晚酌をしていただくのが、大体のわが國酒類の消費量の七割程度になつております。あとの二、三割といふものが、あるいはシャウブ博士のおつしやつたよなことに該当するか存じませんが、全部の酒類がぜいたく品であるということは私どもは肯定し得ないのであります。どうかそりうようなどころをひとつお考えくださいまして、本年はまた酒税が増加するといふように承つておるのであります。が、私どもいたしましては、お手元に差上げましたように、酒税の税率を現行の70%にしていただきたい。それから酒類間の税率の均衡を保つていただきたい。これが酒税間の均衡がとれませんと、ある酒類は非常に

売れ行きがよくなり、ある酒類は売れ残りになつてしまつておるのであります。常に不公平な結果ができ得まして、国庫の收入にも非常に影響があると考えますので、合成清酒、しようちゅう、従来の清酒というようなものの税率の差といふことについて、十分御検討をお願いいたしたいと存する次第であります。

はなはだとりとめがないようでございますが、大体自分らの平素考えておるところを申し上げまして、本日の公述人として申し上げた次第であります。

○川野委員長

ただいま公述人のお話を

御公述に

御質疑があればこれを許可いたします。

○宮脇委員長

ただいま公述人のお話を

御公述に

されるとことになりましたが、これは事実やむを得ないとしても、この富裕税の問題はむしろ副作用的な問題がいろいろ起つております。この方が企業にとりましては大きな影響があると思う。すなわち株式の名義書きかえの問題等は、今後企業が資金獲得の面においても、この措置いかんによつては悪影響があるものと考えられます。審議せられるにあたつては、十分この点について御留意を願いたいと思うのであります。

法人税は再評価の実施、あるいは超過所得税の廃止等によりまして、約百億円程度軽減されることになつたのであります。そのうち法人と株主といふものを一体と見ましまして、配当に對する源泉所得税をやめ、それから株主における所得のうち、配当所得の所得税の控除というような点が考えられておりますので、これは適切なる処置と思いますが、その反面利子附加税といふような考え方から、企業が利益を社内に保留在いたしますその積立額に対しまして、二%の税をかけるということが考えられております。これは各企業の内容の内蓄積をはからんとする今日におきましては、これは一種の資本課税でもありますので、でき得るならばこれを廢止すべきではないかと考えるのであります。

再評価税の問題は、最初勧告案によりますれば調整して税をとる。かつ資本化を五箇年認めないと、いうようなことは、私どもからいたしますれば、当初よりむりであるということを指摘して参つたのでありますが、いろいろ

批論を反映しまして、それを事業資産についても三箇年で縮減する等いろいろと調整が行われたことは、われわれとしてもいたいへん多くあるところであります。ともかく再評価をするということでは、資本ダメンディングによりまして、資本の食いつぶしをしておりますのを、いかにして是正するかということになります。とにかく再評価をするということは、資本ダメンディングによれば、企業としては得る限りこれをやるようだ。当局においても支援すべきではなかろうかと思うのでございます。従つてでき得るならば、この再評価の差額のようだ。いわゆる資本的剩余金に課税をするといふことは適切でないで、これをとりやめさせていただきたいのですけれども、実情においてはいろいろの事情から、この六%の課税はやむを得ないといたしましても、企業によりましては、現在赤字であつて、再評価をなかへんことをやることができないというような企業であつても、将来収益権を考えられておりながらも多々あると思います。このような企業にとりまして、将来の収益権を目標といたしまして、再評価の限度内におきまして、数回にわけて再評価を許すというような処置も、ぜひとも考えていただきたいと思うのです。國税をよりまして、この次は地方税に移りたりまして、この次は地方税に移ります。これで國税に関する要点を終りまして、當をはかつた跡はよく見えるのであります。

ますが、これに反して地方税は、まったくシャウブ勧告案のままをなぞつておるような感じがいたします。そして一般国民もこれに対する関心が國税ほど強くなく、論議もはなはだ不活発なように考えられることは、はなはだ遺憾であります。本年度の地方税を見ますのに、税制を通じまして地方行政の改革をはからんとしておるために、千九百億の予算を立てております。前年度に比べますれば、補給金を含めるというような理由のもとに、四百億の増税になつております。これは特つて徴税機構というものが非常に弱体化しています。このおつかしい税を実施するためには、特に急速に拡充しようとするとするような考え方もありましようけれども、これは人をただ雇つて來てもこの徴税の衝に当らせればいいというものがございません。税に対する知識のある経験者でなければ、国税において幾多の実例を見ておりますように、徴税上の混乱は今からわききつた話であります。特にこのように強力的な徴税機構を持たんとするならば、徴税費用といふものが莫大にかかることが考えなければならない。これらの徴税費用はまた翻つて地方民の負担とならざるを得ないということを、われわれは強く主張したいのです。そりのよくな意味合いからいたしまして、この地方税なるものは、課税標準は非常に簡単なものにならなければならぬことは強く主張したいのです。そうして税率もなるべく低くいいたし、また捕捉率をよくいたし、できれば負担の公平をはかるようしなければ

税について少しく申し述べたいと思います。それにこの附加価値税は申すまでもなく今回日本で初めて実施せらるる税金でございまして、過去において他にその前例を見ないものであります。それにこの附加価値なるものを課税標準とするところの理論的論理の結論にも、まだ到達いたしておらないようであります。それにこの附加価値税といふものは取引高税と異なるのであります。二重に附加価値が課税されることがないということを論述いたしておるにかかわらず、実際面といたしましては、金融機関というような関係を考慮いたしますと、企業の支拂い利子が金融機関の収入利子となつて、この附加価値が重複するという点などで理論的困難があるのであります。そこで課税標準たるもののは何であるかと申しますれば、これは申すまでもなく所得いわゆる利益であります。支拂い給與額、支拂い利子、支拂い賃借料であるのであります。従つて所得の多い事業、利益のある企業は従来の事業税にかわる部分もできて参ります。また支拂い能力もこゝは多少あるということが言えるであります。従つてよりません。従つてまったく扣税力がないにもかかわらず、この附加価値税を負担しなければならない。

は、すでに運送業その他において明らかに見られるのであります。もちろんシナウプ勧告では、この税金は取引高税と同じように消費者に転嫁できることを前提としておるようであります。が、これは正常経済の場合においては可能だと思いますけれども、わが国のような変則的な経済下におきましては、転嫁はなかなか容易でない。これがだけ原価がかかつたらといって、ただちにそれを何割かの利益を見て幾らに売るというわけには行かないのです。まして、公定価格すらも割つておるところの製品もあるのであります。従つてこののような企業はその負担しただけが原価以下になつても、これを企業として回収することができません。このような企業はわずかに企業合理化の方策によつてこれを吸収することができればともかく、もはやそのような余地もあまりないよう見られますので、結局新たな企業の負担として、これが経営に重圧を加えることにならねばよいがと心配しておるわけでござります。ただ企業に利益があつてもなくしてこれを課税するという論拠は、企業が地方にあるとすれば、その地方自治体の財政上の恩恵を、何らかの形において受けておるという点から見ますれば、その一部を負担することが当然であるというようなことでこれを課するのでありますて、これはわれ／＼は受益説としづ／＼言つておるのであります。が、この場合もしもこの税の負担ができなかつたならば、これらの企業は企業から脱落して行くのもやむを得ないという考え方であります。これはまったく正常経済において優勝劣敗の考え方から理論通りに行われるときにお

いてこそ、あるいは正当でありますし、われども、わが国の赤字企業、一日に言えどもそれは多く基礎産業である重要な産業であり、大きな会社が多いのであります。これらは自己の責めに帰せられないような理由によつて、赤字にならぬでおるような事情であります。したゞ問題に、このような厳格な考え方を適用するということは、はなはだしく企業を危機に追い込むのではないかといふ感が強いのであります。しばゞ問題になつておりますように、こうしたこの附加価値税の課税標準の把握の方法については、非常に複雑な形がとられてゐる。これには二つの方法があるのであります。一つは要綱で定めておりますよな差引計算の方式であります。これを簡単に具体的に申し上げますならば、総売上げ收入から買いまして固定設備の購入代金を引き、さらに他の企業から買いました材料費、その他電力代あるいは地方自治委員会で定めるところのいろいろの費用を引くのであります。その残りをもつて附加価値と定めるのであります。しかしこれらのうち特に強く指摘いたしたいのは、最初の固定設備を買入れた購入代金を差引くということであります。これがこの差引計算を特に強く主張する理由にもなつておりますが、これは普通の企業が固定資産を買いました場合においては、資産勘定に上つて損益勘定にはならぬ。それをここで一時に償却する意味でこれを差引いてしまつたのであります。かようによつたますれば、毎期々々続いて大きな拡張計画を持つたり、あるいは新設工事をもくろんでおるような企業は、ほとんど附加価値税を大部分これによつて差

引かれまして、むしろ赤字附加価値が五箇年間も後期へ繰越されて行くとするならば、それらの附加価値を拂う必要のない部分が大分出て参ります。しかしこれは私どもから見まして、非常にむずかしい問題だと思います。というのは、このような資産を毎期々々獲得して行けるような企業というものは、非常に優秀な企業、また金融力のある企業であると考えなければなりません。かりに機械を改良しよう、あるいは新しい機械を買おうと思つても金がない、あるいは赤字で悩んでいるというものは、これらの購入ということは不可能であります。従つて優秀企業においては、これらの恩典は適用できるでありますようけれども、赤字企業にとつてはこれはまったく何らの恩典にはならない。しかも絶対額がきまつてゐる附加価値税のうち、大きな企業がこれによつてのがれるとするならば、そのはね返りをもその赤字企業がさらに負担しなければならぬという点も、これは大きな過重負担になると思うのであります。特にこの問題について指摘申し上げたいのは、この総収入から何々を引けと簡単に言われますけれども、この総収入は国税のような強力な徵稅機構を持つておるものでも、完全に捕捉できないのであります。もしもそれを完全に捕捉していたとするならば、取引高税の脱税はないはずであります。しかし取引高税においても、更正決定なりあるいはしばしばこれが通脱をしていることを発見するということは、国税の力をもつてしまふとしても、総売上げ收入の捕捉はなかなか容易でないということを考えなければならない。しかるに先ほど申し上げた

通り、地方自治体のよるな弱体な徵税機構をもつて、これらの總売上げ収入はもちろんのこと、その購入した材料その他の複雑な經理機構のものを完全に捕捉し得るやいなや。これは非常に疑問でありますて、その結果は負担の公平を失くではないかという感じが強いのであります。しかもこの固定資産の購入額を差引くということは簡単なようであります、各企業とも来期どれだけのものを買うかということは、普通の生産にリンクしているとか——売上げというものは長い統計がありますが、こういう偶發的なものと差引くということになりますと、この附加価値なるものの予想が非常に困難であります。従つて現在自治廳において、今二十五年度においては二千四百億円の固定資産の購入があるだらうということを、初めは考えていたのでありますけれども、だん／＼研究の結果、ほとんどこれが半分すなわち千二百億円となるであらうから、差引きは少くなるから、税率を改正してもよからうということまで主張しているくらい、これらの予想はまったく腰だめ式でありまして、これらの点は大いにわれわれとして考えさせられるのであります。むしろこの場合におきましては、われ／＼が主張しているように、この所得と支拂い給與額と利子と支拂い貸借料を加える方式、いわゆる加算方式に従つた方がはるかによろしい。これは國稅においてすでに検討済みのものをここに加えればよろしい。それなれば地方自治体としては何らの問題はないではないか。ただこれを独立稅として考える場合、一部課稅標準について、國稅の力に依存するということ

はどうかという問題があると思いま
す。しかし私は独立税の本質は財政上
の独立であつて、その課税標準として
国税で定めたものを適用しても、何ら
独立税としての根本は侵害されない、
矛盾もないと思うのであります。と申
しますのは、住民税の場合におきまし
ても、これは前年度の所得額といえ
ば、やはり国税においても所得額を使
つているのでありますから、同じこと
だと思うのであります。ともかくこの
ようにして理想的な線を行く、といふこ
とは、決して悪くはないのであります。
しかしこのような徵稅機構は急には拡
充されないし、しかもその捕獲率も自
信がないとすれば、シャウブ勧告案も
必ずしもすぐとそれを実行するのでは
なく、實情に照合させて漸進的にこれ
を行つて行くことを考えるならば、
附加価値税などはむしろこの際一箇年
くらい延ばしたらどうかという意見が
一部に強かつたのも、当然だと考え
られるのであります。税率につきまし
ても四%と言つておりますけれども、
これは当然これ以下に引下すべきで
りまして、それに先ほど申し上げまし
た附加価値なるものの統計資料もはな
はだ乏しいのでありますから、この点
十分と御審議を願いたいと思います。

方についても混乱があるばかりでなく、この倍率について特にこれは軽率な方でありますから、その点この課税標準の定めと同時に、この税率についても一・五%をさらに一・五%に引下げるようになります。七五%をさらに一・五%に引下げるようになります。

以上地方税を終りまして、結論として一言申し上げれば、国税はどうにかこうに軽減がはかられておりますが、地方税については附加価値税、固定資産税という他に軽減のできない税でありますので、赤字企業には非常に過重な負担である。それからまた労務費を多く使っているような、それから固定資産を非常に多く持っているような大企業の負担も、また大きいといふことも考えていただきたい。そうして徴税機構が弱体であるということからいたしまして、このように新しい税であるために、技術的にも何らかの非常に困難が予想されるのでありますから、課税について円滑なる運用ができるように、すべての点を考慮されることを希望いたします。

はなはだ簡単でありますけれども、時間が参りましたので、この辺で終りたいと思います。

○川野委員長　たゞいまの金子佐一郎君の公述に対して、御質疑があればごの際許します。

○河田委員　ただいまの公述人のお説明では、今度の特に地方税に属する固定資産税あるいは附加価値税、こういふものによつて企業の経営がます／＼困難になるというお話だつたのであります。同時に今日の日本の産業の状況では、企業合理化も大体いわば底をついている。しかしながら企業としてはどうしても利益を得なければならぬこと

すれば、結局今日の労働者の賃金を切り下げる以外にはない。もちろん独占的な企業では消費者にこれは転嫁できませんが、そこでないものは購買力がなければ製品の価格を上げるわけに行かぬと思う。従つてどうしてもここで利益をあげようとなれば、労働者の賃金を減らす以外には資本家の諸君としては手がないと思いますし、また今日資産再評価を前にしてあちらこちらで労賃の切下げなんかも起つておりますが、こういう点について公述人の方の御意見を一應伺いたいと思います。

○金子公述人　ただいま御質問のように、赤字企業であつてこの税をかけられますが、結局合理化以外にはない。ところが企業の合理化は昨年以来いろいろ／＼各企業とも苦心をしてやつておりますので、これがやはり今御指摘のようだ。できることならば各企業ともおそらく賃金の引下げとか、あるいは人員の整理とかいう方向に向うでありますけれども、これも私としてもおそらく賃金の引下げとか、あるいは人員の整理などは摩擦を起したりしましようけれども、それではやはりなかなか／＼容易ではないと思うのでござります。現在の不況の時代においてかえつて人員整理などは摩擦を起し、簡単にには行かない。そうすればやはりその企業として非常な重圧になつて、この徴税の問題については非常に苦しむのではないか。それ以外には考えられない。おつしやる通りもしも可能なならば、いわゆる賃金の引下げとかあるいは人員整理というところに行く可不可能性は多分にある。しかしながら／＼それが困難だといったまますと、結局は企業の負担として、企業自体がそれによつて過重な負担のもとに悩むという以外には考えられない。これがわれ／＼が非常に悪税であるということを考える

○河田委員 もう一点お尋ねいたしましたが、これは先日大蔵委員会におきました内容はまつてないので、提案されでないものであります。政府の方針いたしましては、外国の資本家あるいは資本、またこの資本について来る技術者、こういう人々に対して特に外資導入を歓迎する意味において、日本の産業よりもはるかに軽い税金をとる、あるいは免税するということが一応考えられているようであります。こういうことにつきまして現在日本の産業界を担当しておられる公述の方の立場から、こういう問題についてどういうふうにお考えになるか。一応この点をお聞きしたいと思います。

○金子公誠人 私どももいたしまして、結局日本的に考えた場合には、少くともこの問題は外資導入そのものが、日本の企業全体にどれだけの有利な影響を與えるかどうかという一つの問題であります。もしも競争的な企業であつて、日本の企業がそれがために非常に大きな影響をこうむつて、場合によつては市場から脱落するというような問題が起りますれば、政治的に私は考慮しなければならぬと思う。これはやはりあくまでも日本企業の保護といふ点を考えなければいけないと思うのでござります。外資導入という程度は日本の産業なり企業なりを有利にしてしまって、それを助成する意味において行はるといふことが根本でなければならぬ。日本の企業をそれによつてつぶしてしまう、ひいては日本の経済界の少くとも再建を妨げるといふようなことになれば、私は逆な意味になつて来る

○田中(綱)委員 金子さんに二点ほどお伺いしたいと思うのであります。特に地方税の問題につきましては、附加価値税あるいは固定資産税ともにこれは課税標準等が明確でない關係から、勢い予定以上の增收というような形が現われるのではないか、かように申されておるのであります。われくもそのように見るのであります。そこで政府は今回の二十五年度の予算の編成にあたりましては、国税の面において約九百億の減税をした。地方税は逆に約四百億の増徴になるが、それでも国民全体としては五百億ばかり前年度に比べれば減税になると、かように説明されておるのであります。われくは附価値税なりあるいは固定資産税について、公述人の金子さんと同じような心配を持つ建設から、地方税は政府の予定以上に増徴せられる結果になつて、差引すると政府が大声で宣伝をして、実際には減税されない結果になるのではないかと思うのであります。金子さんは租税研究協会にも関係しておられるようあります。そういう地方法税と國税との関係をにらみ合せまして、二十五年度においては、はたして政府が國民に宣伝するような減税を行われると見られておりますかどうか。この点について御意見を聞かしていただきたいと思います。

ます。この国税においては、従来のところに九百億減税になり地方税で四百億増税になれば、差引五百億減税になるということは言えるのであります。しかし私はこの地方税なるものがなかなか国税とリンクがうまく行つてない。国税は大体において支拂いの能力があるところに税金がかかつて来る。従つてこれららの点が地方税でも同じように、課税標準をもつていえば考えられるのであります。ところが地方税は完全支拂いの能力とか課税負担ということには関係なしに、利益があろうとなからうと、所得があろうとなからうとこれにかけて来る。従つてその課税負担の基準が違う。従つてある企業などは国税では減税になるけれども、地方税で逆に大きく増税になるといつて嘆いている企業もあります。それから中小企業以下でもつて、固定資産もあまり持たず、労務費もあまり拂つていないとこらは、案外両方とも減税になるような形でもつて、減税の利益を享受しているというところもなきにしもあらずであります。しかし総括的にいえば、大体が国税でもつて減税になつた部分が、地方税によつてほとんど相殺され、もしくは相殺される以上になるものがあるということは言えるのであります。この点は各企業によつて実情が非常に違うのであります。これは課税標準がまったく地方税とは違つからであります。このことを申し上げてよろしいのではないか。それから非常に過重負担になるところがあるのである。しかし案外地方税の増税を引きまして、幾分なりとも減税の恩典に浴せるといふようなところもあるのです。ですから各企業の実情によつてこれが違うこと

は、課税標準がまつたく違うからだということをお答えいたしたいと思います。

○川野委員長 簡単に願います。

○田中(織)委員 なお金子さんにお伺いしたいのですが、先ほど地方

税では特に附加価値税あるいは固定資産税というようなものは、これは転嫁

税でない関係から勢い企業を圧迫する

という関係になる、かのように申された

ように私拜承したのであります。私は

の見るところでは、たとえば附加価値

税の問題で労賃部分に対する課税とい

うような関係が、先ほど共産党の河田委

員からの質問もありましたように、私

の見るとこでは、たとえば附加価値

税の問題で労賃部分に対する課税とい

うような形においてこれは転嫁され

る。さらに消費者の面にも転嫁される

ことは必至だと見るのであります。

○金子公述人 うにわれくは見るの

うにわれくは見るのであります。

そういう観点から申しまして、私たち

勢いやはり地代あるいは家賃、こうい

うものに対する転嫁は必然的だ、かよ

うにわれくは見るのであります。

この附加価値税あるいは固定資産税と

いうものは、企業という建前よりも一

般の労働者なりあるいは消費者という

ついては、所得税の補完税としての富裕税を課すことに相なつておるのであります。これが、総額にいたしまして富裕税は二十四億という微々たる額でござります。われくはこれにつきましてはもう少し累進率を高めまして、やはりこの面からの税収を確保しなければならないと考えておるのであります。が、この点に対しまする公述人の御見解、並びに今度は政府の方で所得税の最高限度五五%というのを、三十万円から五十万円まで引上げられたのであります。が、われくはこれをさらに百円程度まで引上げることによつて、私の社会党の計算によると約二百億の増収が得られる、こういう計算を持つておるのであります。が、この点に対する公述人の御見解、並びに富裕税の所得税だけで済むというような関係を五百円と押えた関係から、五十五万円以上五百円までの間がただ五五%の所得税だけで済むというような関係から見ましてこの間にやはり一つのブランク状態が出て來るのであります。これは何とかうまく累進率の適用によつて捕捉する方法がないだろうかといふことを、われくは考へておるのであります。が、金子さんはこういう点についてお考へになられたことがござりますれば、どうした方法があるだろうかということについてお答えを願えれば幸いだと思います。

○金子公述人 時間もないようですか要点だけ申し上げておきます。先ほど御指摘の転嫁の問題、附加価値税が転嫁税であるかどうかということになりますかどうか。この点についてお答えを願いたいと思います。ついでございますから、もう一点お伺いをするのであります。公述人も大國税の面において今度五百万円以上に

すればこれは取引高税よりも——その課税標準はまだ研究の余地がございますが、考え方としては取引高税よりい

すが、考え方としては取引高税よりい

すが、考えております。要するに今附加

価値税を適用するということは、あく

までも転嫁が困難のような日本の変則

経済だからということで、附加価値税そのものがそれだから悪いと言い切る

までは、まだ研究をしなければならぬと思います。従つて今ののような変則経済において、担税力とにらみ合さないような課税標準はやめた方がいい。

結局所得にリンクしたような担税力を

ないと思います。従つて今ののような変則経済において、担税力とにらみ合さないような課税標準はやめた方がいい。

いよろしくお答えを願えます。

それから第二の問題として富裕税の問題、これをもつと強くかけたらどう

かと言つけれども、私はこの富裕税の問題はあくまでも財産税的なものであ

る。このように相続税その他も非常に

税率も高いのでありますから、財産税のものをそう強くかけるということ

になりますと、これを支拂うといふ面

にあります。この点は私どもとい

たしましてそう強くこれをかけること

については、その税の性格から言つて

考えておるのであります。公述人も大

體われくと同じ見解のようであります

が、これにかかるところの税金につ

いて、公述人の金子さんが租税研究協

会においてお考へになられたことがあ

りますかどうか。この点についてお答

えを願いたいと思います。

○金子公述人 時間もないようですか要点だけ申し上げておきます。先ほ

ど御指摘の転嫁の問題、附加価値税が

転嫁税であるかどうかということにつ

いては、私は転嫁ができるべきないと

いうことは、まったくこれは経済界そ

のものが常態であるとすれば、附加価

値税の転嫁は可能だと思います。そ

れから家を持つておればそれに今度の固定資産税等がかかると参りますの

なります、それの見合いとしてただ四百四十億円の新しい附加価値税が生れ

た、こういう説明だと思いますが、この議論は納得されるかどうかという点

が一つ。

それからいま一つは、さらにこの議論をわけて参りまして大体税率の問題

が起つて来る。附加価値税に対する

四%という税率の問題、これが高い低

いの問題が今非常に折衝になつてお

りますが、この四%程度の税率の

が起つて来る。附加価

値税なるものは、利益があろうとなかろうと、これをかけて行くというところに問題がありまして、取引高税が取引高税法で一%といふことで、確かに企業の負担なりあることは転嫁なりてきましたのは、同じように附加価値税につきましても言えると思います。けれども事業税はほんとうに利益があつたものだけにかかるて参りますので、この点はただいまの附加価値税や税率の問題でできないのであります。従つて附加価値税で問題になつてゐるのは、利益がなくて、たた労務費がよけいかつてゐるということだけで、附加価値税をよけい強く負担するといふために、附加価値税の混乱が起つて来る。つまり前と同じような課税基準でもつて、この附加価値税の総額が割当たれるといたしますならば、確かに取引高税が廃止され事業税が廃止されまして、その額において大きなところにそつと行つてしまつて、これは前に比べて非常に過重負担になつてゐる。ところが前に負担したいたいと思ひます。

長森藏之助君の公述をお願いすることにいたします。森藏之助君。
○森公述入 私は税務行政の一端における公務員であります。公務員の立場から今次の税制改革案につきまして、二、三意見を述べたいと思いま
す。

と非常に複雑にならざることなく、す。今まででさえ相当事務量が多くて仕事に追われるというような現況からしまして、この税制を完全に実行する場合に、現在の税務の機構なり陣容をもつてしては、ほんとうにその税制をえないのであります。すなわち改革案によりますれば、税制が相当に複雑な手続がいるようになつております。たとえば変動所得の平均課税の問題、その他特別控除の問題、利子配当所得の従来源泉でやつておつたものが廃止になりますして、それが総合課税になること、それらに基く資料の收集、整理、活用、また所得の調査におきましても、納税面の有利な面についても、とくと一つ、その一件々々について調査し確認しなければ、とかく申告納税においては過小に評価するというのが人情であります。そういう面におきまして自己に有利なものについてはなるべく過大に評価し、また自己に不利な点についても過小に評価するというのが人情であります。そういう面におきまして、税務行政の実施面においては相当地域の調査が必要であります。しかもそれは科学的に調査しなければならないというようなシャウプ勧告の要求によりまして、従来とは一変した税務行政の執行をしなければならぬと思ひます。かかる事情から見まして、この新しい税制をこなすには、徹底した税務行政の事務組織上の合理化というものが絶対必要であると思ひます。従いましてこの税制を実行する場合には、委員の方におかれましても、特に行政の事務組織上の合理化といふ面だけをいたいと思つております。私案で

については、徴収面において相当増大しておきましたが、賦課面においては、さほどの事務がなかつたのであります。が、内部事務の増大と複雑化が先ほど言いました事務等によりまして、相当分類ができるところから見まして、相當増大したのであります。しかしながらこれはよく分析しますれば、非常に部門別に分類できるのであります。その業制度というものが確立しておらなかつたのであります。その日々の事務に追われまして、そこに相当のロスもあつたのであります。こういうような事務が増大し、しかも割にいろいろな面に分類ができます観点から見ますれば、執務の分業態勢と言いますか、そういうものがはつきり確立するのに時間がかかると思つております。その他幅広い事務が増大し、しかも割にいろいろな面に分類ができます観点から見ますれば、執務の分業態勢と言いますか、そういうものがはつきり確立するのに時間がかかると思つております。官庁のうちでも一番施設が悪い、施設の整備とか、用紙の統一、事務の統一、施設の改善——施設の改善は税務署であります。おいでになつたらよくわかると思います。官庁のうちでも一番施設が悪いと思います。この施設は非常に口では簡単であります。が、事実執務する場合は、ちょっととしたペンがなかつたり、あるいはいはずがこわれておつたり、ふういうちよつとしたことが重大な能率を影響するのであります。また現在税務の機構の改正も相当考慮していただきたいと思っております。特に現行の総務、直税、間税ということになりますが、それをお部事務、外部事務を設けましてやりますれば、相当分化が徹底するのではないかといふ考

幹としております。特に所得税からの基本でありまして、日本の現在の社会制度また国民の税習慣なりあるいは生活様からしまして、この收得税一本ではなか／＼十分な所得の捕捉が困難であると思ひであります。それは先ほども都留先生が言いましたように、実際の所得と、課税捕捉のできる所得の問題に大きなギャップがあるということであります。それは故意に加減するという意味ではなくて、実際にわれわれが行政の最善を盡しても、なおできない面があるのであります。それはもちろん税務行政の面にもあります。日本の社会制度や生活様から見まして、納税者の側にあるべき資料がない場合たり、科学的に調査できないという面なり、そこにあるいは勘とかいうものが相当働いておつたとは思ひますが、しかし納税者に何も資料がない場合には、そのまま放棄するのはいけないのです。そこに何らかの調査の方法を講じまして、その所得を捕捉するのであります。そこで私はこういふ現状から見まして、なるべく完全に所得を捕捉する手段といたしまして、收得税のほかに消費税的なものを加味したらどうかと思つております。それは私たち現実に行政の実施面におきまして、いろ／＼世帯ごとの生活というような面を調査しました場合に、相当地理漏れも出て来るのであります。しかしながらそれがいかなる所得の面から消費されておるかということがはつきりわからぬのであります。それは現在の調査の技術からしまして、どうしても表顯的なものから受ける所得といふものは、割合に捕捉できるのであ

ります。たとえば長く店舗をもつて、
店舗を中心にして商売をやつているも

て、全然別な想
たいと思いまよ

が今日起つておるところの所得税の問題を解決できるかといえば、私は遺憾

方箋がもうひとつわれ／＼としては満切でないような感じがいたします。そ

かどうかということがこの問題のかぎ
であります。この点につきましては、

のについては、非常に完全に所得が捉えられるのですが、そういう意味で、現実的なものでない贈られたものにつきましては、なかなかそこに所得の捕捉ができないのです。ましてやこういう経済の変則期に際しましては、「一時的な所得」あるいは「贈られた所得」といふものは、相当地あると思うのであります。

今度の税制改革案がシャウプ勧告に基いてつくられたものであるということことは、もう論ずるまでもないことがあります。このシャウプ勧告に基いて、こういう税制ができるという問題を論するにあたつて、われ／＼の思い起すことは、昭和二十二年にやはり当時の継司令部の方の御指導によりまして、

ながらほとんどこれは解決できないことがあります。と
判断せざるを得ないのであります。と
申しますのは、今日所得税において最も
も問題になつております点は、中小商
工業者に対する主として少額所得に対する
する税金の問題であります。この点に
ついて一番根本的な問題は、基礎控除
が低過ぎるということです。

国税庁が監修をしております税のしるべという新聞にも、これと同じような意見がはつきり出ておりまして、なぜ青色申告をしないかとということに対する東京の新宿の洋服屋さんの意見が出でております。これによりますと、税法あまりに明瞭である。私の店は三十万

す。実際の技術面において相当苦労するのであります。なか／＼捕捉が困難であります。そういうものを補完する意味におきまして、各世帯ごとの消費費というものを何らかの形で外形標準をとりまして、最低生活費以上の消費費をざるべきものについては、しかもそれが直接税において負担がされない場合

初めて所得税に予算課税に基くところの申告納税制度というものができました。この制度ができましたときに、実際税金問題について関心を持つておる人々の意見はどうであったかと申しますと、当時の大蔵省の主税局の責任の地位にある方々、そういう人たちは大体はこれに反対して反対をしておつたのです。

れはもとの省委員の方々にも御異見のないところではないかと思います。この一應はこの基礎控除の低過ぎるといふことを認めておるようあります。そしてこれが今日の日本における所得税制度の根本的な悪い点つまり税務官吏も納税者もお互いに信用しないことを認めます。

田以下の日であるから、青色申告をしないで従来通り税務署に適当にきめてもらう方がいい。青色申告をすれば正しいことを前提としなくてはならない。正しくすれば生活はできないし、正しくあるべきものを偽るのは自分の良心が許さない。だから生きるために青色申告などは出せないし、そんなこ

合においては、ある程度の租税を課してはどうかという考え方を持つております。これは実際の技術面においても相当むずかしいと思いますが、それでもしなければこのギヤップは埋められないとと思つております。大体以上であります。非常に簡単でありますが、これ

であります。この委員会におられます前尾委員も、当時私が意見を聞いたときは大体反対のような意図であります。にもかかわらず、この予算課税に基くところの申告納税制度というのが実施されて、その結果非常に大きな問題を起しておる。税務署員も困る

で、無責任なことをやつておる。これを打開する一つのかぎは、基礎控除を引き上げることであるといふに指摘しております。ところがまた他のページをくつて見ますと、この基礎控除については高過ぎもしないし、低過ぎるということも言えない。アメリカ

聞を始めていろいろと、納税者の方に接触をして参つておりますので、どういうふうにわけで納税者が青色申告をしないかといふ点についていろいろと聞いております。まず第一に指摘いたしますのは、現在でも税金は高い。しかも現在の高い税金でも理論的に税務官吏から

とをして税務署へも迷惑をかけたくな
い。こういうふうにこの洋服店の主人
は告白しておるわけであります。この
悩みは良心的な税務官吏であれば、だ
れもが持つてゐる問題であろうと思ひ
ます。だから青色申告をしておる者で
も、実はわれくの新聞の方へもい

○川野委員長 御質疑があるかとも存じますが、あと公述人が二人おりますので、二人の公述人の公述が終りまして、た後に質疑を許したいと思います。

し、納稅者もめちやくぢやな更正決定で非常な迷惑をこうむつておる。この問題につきましては、今度のシャウブ勧告においても指摘されておるよう

の労働者の賃金、アメリカの現在の所得税率の基礎控除と比較してみると、大体平均的な労働者の二箇月分に相当するものが基礎控除になつておる。日本の場合には一万五千円というのは、大

説明される。となるほどと思ひます。自分の正直な所得額よりも低い場合が多い。しかもそれでもやつて行けないので、これを全部はき出したときにどうなるか心配でたまらない。これが

ないか相談に見えて青色日記を出し
たいが、しかし全部出したら生活でき
ないから、何割引くらいが適当かとい
う相談がよくあります。

そわては、次は総務省新聞主筆、元全国財務労組の副委員長、徳島米三郎君にお願いいたします。

おれる最も大きな欠点となるとして
おることであります。納税者は税務官吏
を信用しないし、税務官吏は納税者を
信用しない。そしてどちらもお互いに
責任のなすり合いをしておる。こうい
う現状を開闢するためにシャウブ使節
団は、所得税に対し非常に綿密な勧
告をなされております。しかしながら
はたしてとの勧告によつて、われく

体平始的な効能者の月給を一万円とみて、一月半分に当るから、大した差がない。だから一万五千円はあまり低過ぎない。もしなければ高いこともない。こういう意見が出ております。両方を並べてみますと、一応矛盾しておるようですが、そういうふうにシャウプ博士の診断はまことに適切なところを突いております。しかもそれに対する処

それから次の問題は、やはり税務官吏の
更に信用をしないのではないかといふ
ふうな心配もありますけれども、これ
は大体法律で認められることであり、
こういふ問題はあまり問題にならない
のであって、結局は青色申告で納税者
が裸になつたときに、はたしてこれで
やつて行けるという自信を與えられる

つまり七割にするとか八割にするとか、大体税務署の認めるような標準で帳面をつけたいから、教えてもらいたいというような質問もよくあります。これを見てもはつきりわかるように、結局現在の生活といふものと税法といふものがうまく一致しなければ、決して理想的な税法といふものも実行され

ないわけであります。このシャワープ勧告に對して國民が期待しておるところの減税といふものも、たゞいま政府案として出ております程度では、あまりわかれくの生活の助けにはならない。政府の資料によりますと、非常に減税になるような計算も出ておられます。しかししながら十万円の實業者が、現行税法に比べて今度の政府案ではどれくらい減税になるかといふ比較は、現在の政府のやり方ではほとんど意味がないのであります。と申しますのは、現在政府はそういうふうな観点から税金をかけていない。大部分の納稅者に對しましては、やはり一定の予算に基いたものをもとにして税務行政というものをやらしておるのであります。これにつきましてはいろいろ、政府の方でも言ひ分はありますよけれども、現実的にきましてはいろいろ、政府の方でも言ひ分はありますよけれども、現実的に税法通りに課税すればこうなるということが理論的に出て参りましても、現実に納稅者の頭にかかるて来る税金は、それでは説明できないわけであります。現在政府はそういうふうに、一方では税法面ではこういうふうに減税になる。農業所得の場合には、三分の一くらい減税になるというふうに言つておりますけれども、片一方では所得額は増加する、税務署の見込み所得は増加するから、税収の面ではその減税にならない、ということを言つております。この点につきましてもいろいろ問題があると思います。政府がどういふふうな見通しのものと、現在のこの個人事業所得が増加するという見積りを

立っているか。これについても問題があります。先ほどの国会において平田主税局長は、農林水産業関係においては一六%、昨年度よりも所得増の見積りをしておる。営業関係においては二〇%増の見積りをしておる。こういふうに答弁しておるよう新聞で拜見いたしました。ところが政府が発表しております国民所得の面から見ますと、農林水産業関係の国民所得は〇・八%の増になつております。それから営業関係におきましては一二・二%の増しか計上されおりません。従つて政府が農林水産業関係において、一六%の所得増を見、営業関係において二〇%の所得増を見た点についておいて二〇%の所得増を見た点についても、国民所得の計算とどういうわけで違うかといつて政府の方に資料はあります。物価の騰貴歩合、生産の増加歩合というようなものが出ておりますけれども、しながらこの問題についても、国民所得の計算とどういうわけで違うかといふ点についても問題がありますし、またさらにこういうひとつ見積り、はたしてこれを基準にして今までのようかということも、非常に大きな問題になつて参ります。それから政府は、こうなつて参りますけれども、そのときにも問題になりますのは、一体政府はこの青的な税務行政をやることが正しいかどうかというふうに一応予算を組んで、これから新しい税制で税務行政をやるわけになります。それから政府は、この青色申告制度に対しても、どのような熟考を持つておるか。これは先ほどから公述人の方からも御意見がありましたが、大体政府は熱を持つていいよいよされわれはそういうふうな納税者と接触する機会を非常にたくさん持つようになります。これは納税者の方々がすぐびんと来ることでありまして、すこしの間にびんと来るところが、大体政府は熱を持つていいよいよされわれはそういうふうな納税者と接觸する機会を非常にたくさん持つようになります。

なりましたので、よくいろいろわかります。それによりますと、どうも税務署はあんまり青色申告をしてもらつては困るのではないかといふうな納税者の声もあります。税務署へ行つて聞くと、あまり青色申告をよけい出して過ぎると、税務署の手が足りなくて実際それは処理しきれないから困るのだ。こういうふうな感じを持つてゐるほど現在の税務官庁は、この青色申告の税務官吏もあるがどうですかと言つて、私どもの方に聞きに来る人あります。こういうふうな感じを抱かせる税務制度については熟を持つておらないということは事実であります。従つて現在非常に大きな変革を行いますこの所得税におきましては、シャウブ勧告では現在の税務行政が充実し徵稅機構が拡充強化され、そして納稅者の協力を得られる見通しがなければ、こういうふうな所得稅制度も実施できないだろうということを報告書に言つております。しかも今までの進行状況は、大体形だけの勧告が今から実施されようとしておるわけであります。この点につきましても御研究、御討議を願いたいと思うわけであります。

意見がありましたけれども、私もこれについては反対であります。と申しますのは、一つは理論的な問題と、もう一つは税務行政上の問題から言つて、これのしりがやはり力の弱いものにかぶさつて来るというおそれがあります。

まだ第一の理論的な問題からいたしますと、現在法人に対する考え方は、現行では一つの独立の企業体として、一つの独立の人格を認めてこれに課税するという式であります。ところが勧告ではそうではなくて、法人というものは事業を遂行するために集まつた個人の集合体である。従つてこれに対する課税は、あくまでもその集合した個人に分解して課税すべきであるという見解をとつておるようであります。この点は、会社といふものをいろいろ研究してみると、いろいろな性質の会社があります。なるほどこのシャウブ勧告にもありますように、事業を遂行するためには資本を出し、いろいろな意味で強力なほんとうの意味の事業共同体もあります。この一番いい例は企業協同組合あるいは有限会社の中の企業合

同によつてできたもの、こういうものもあります。その通りであります。それから次には、脱税を目的とした同族会社があります。これも御承知の通りであります。それからその次には、そういう立場を完全離れて、一つの巨大な勢力があつて、その周囲にただ単にその配当を自らにして資本を出して行くところの大きな絶対資本、こういうような三種類の会社があるのではないかと考

えます。これに対して一律に同じような観点からながめるということはどうであらうか。理論的にこういうふうに考

特に問題になるのは、今後の税負担の上で一番能力のあるこという独占資本に対する課税が、これで抜けてしまってあります。なるほどこういう独占資本においても、結局はその所得というものは理論的には、あるいは法律的には株主に分配されるわけであります。しかしながら現在のこの大きな会社の運営をながめてみると、決して会社の利益はそのまま株主に返るものではありません。また株主もそういうことを目當にはしていない。ただ單に現在、ほかに貸主に投資するとか、あるいは金貸しをするとか、そういうものと比べて株に投資したらどうかというふうな計算で投資しているにすぎない。あるいはこの株の大衆化といふことは、広く考えると大衆の資金を集めているわけであります。従つてそういう大きな会社の支配権を握つておられるものと、小さな大衆の持つている株式といふものの作用は全然性質が違います。これを一律に見ようとするところに大きな矛盾があります。そうしてこの矛盾は、さらにも税務行政上においても、これをいたしましても、あれが非常に早めにいたしましても、それが非常に早い期間に完納されたということが新聞にも報道されておりますように、こうい一大きい会社になりますと、巨大な信用をもちまして税金を容易に支拂う

だけの能力を持つております。つまり税務行政上から言って、これらは非常に容易に税金がとれるわけであります。ところがこれを株主に分解して、はたして九億円の税金がとれるかと言ふと決してとれない。だからこういうふうに会社を個人に分解するということは、税金をとれなくすることあります。従つてそういうふうなとれない税金はどこへ来るかといえば、結局力の弱いものにかかるて来ると言わざるを得ないのであります。これが今度の法人税に対する考え方の変化、これに對してわれ／＼の反対する理由であります。

その次の問題といたしましては、シナウア勧告ではいろいろ網の目的のように脱税の抜け道を防ぐような方法を講じております。たとえて申しますと富裕税という考え方も、税金をとるのが目的でなくして、むしろこれは脱税の穴を防ぐというのが目的であるようです。あるいはまたさらに考えると、これは所得税の最高税率を五%にした一つの言説として、こういうものをこしらえたようにも受取れます。この問題については、われ／＼は富裕税があつても、しかもなお五%で最高税率を打切つたということについては反対であります。と申しますのは、現在の高額所得といふものの性質と、富裕税の対象になるような財産といふものとの関連があまりない。つまり富裕税でもつてこの最高税率を打切つたということの補完にはならないと、富裕税の対象になるような財産というように、われ／＼は考えておるのであります。現在長者番付その他に現われております高額所得者——どういう性質のものが現在高額所得をあげて

おるかということを見た場合に、そういう人々に対しても、はたして最高税率を打切つて、そのかわりに富裕税であるかどうかということが判断つかうと思います。従つてわれ々は、こういう最近こと二、三年現われているような高額所得者に対しては、もつと税率を上げて税金をとるべきが当然であるというふうに考えるのであります。

それからその次の問題は、さきに申しましたように、脱税に対するいろいろな抜け穴を防ぐ方策が今勧告されております。これに対して政府はあまり熱を入れていないようであります。いわばいや／＼ながら熱を入れておるようなかつこうであります。まず第一には、無記名定期預金の廃止ということが勧告されております。これについて政府は大体みこしをあげまして、九月一ぱいでこれを打切るような対策を講ずるようあります。しかしながらそれはそのほかの脱税の抜け道も同時にやらなければ効果のないことになります。それでこれを打切るような心配があるわけであります。その一つの心配がもうすでに出ております。書きかえといふ問題であります。現在一番大きな脱税の道というのは、一つには無記名定期預金その他の架空名義の預金へ逃げる道と、もう一つは白紙委任状付で株券を持つことによつてうまく脱税してしまう道であります。この点につきましては、先ほど申しまして、大企業に対する法人税の性格をかえたことの反対意見にも照應いたします。

が、現在の株式というものが利潤証券ではなくして財産隠匿証券である。こういうふうな表現が先般産業経済新聞の証券欄にも出ておりました。(つまり)現在の株主というのは配当なんか自當なんにせずに、財産隠匿のために株を持つておるのだからこの穴をふさがれるといふの株券はたちまち売り拂われて、たんすの中に入つてしまふだらうといふふうな意見が出ておりました。これは大体証券業者の立場からものを見えておるのではないかと思ひますが、そういうふうに現在の株式といふものが財産隠匿証券であるといふ性格を持つておる。そういう抜け道に対する政府の措置はどうかといふと、非常に緩慢であります。いたしまして、大体今年中にはこれが実施できぬよう見通しであります。それで無記名預金に対する措置を完了しておそれが多くにあるわけであります。も、その抜け道をふさがれた脱税の脊座が、今度はどこに行くかというと結局株式に向うかもしれない。こういふふうに従つてわれ／＼としてはこういふふうな脱税を懇願するような非常に手ぬかりのある措置に対しては、もつとわれわれとして注意を拂う必要がある、こ^{ういうふうに考へるわけ}であります。

いろいろな点がありますが、そうすればやはり同じようにならなくてはなりません。それで、税金の面からとうて太刀打ちができない。正直な会社にハンディキャップを加うるというふうな問題が起つて参ります。現在外人の会社はどういうふうな申告をやつておるかという状態を二、三ながめてみると、神戸のあるイギリス系の会社におきましては、これはもう合法的にあまり税金のかからないような手段を使つておるような傾向があります。と申しますのは特許使用料とか、その他そういうような名義でどんどん利益金が出て行けば、それだけで税金がかからなくなつてしまふ。こういうように今後いろいろ、わが国の産業全体にとつて、非常に大きな問題が生じます。そういう意味からわれわれは、もつとわが国全体の将来とどうぞ心をながめて、慎重にこの問題を討議をしていただきたいと思います。

それでこの税制一般についての意見として、特にわれわれの気をつけなければならないのは、理論的にどうぞ心にいれるべき問題は、この税制の問題についてあります。つまり役に立たない問題であり、やはりこの税制といふものは、一つの大きな経済政策に沿つて出来来る問題です。この経済政策全体に対するところの考え方によつてよくもあり、悪くも批判されるわけあります。現在のシャウブ勧告というものが、一応ドッジ・ラインと呼ばれておるところの政策に沿つて立案されたものであるということは、われわれの想像するところでありますけれども、ドッジ予算が実施されてからわれわれの国民生活がどうなつて来るかということを、

れわれをして検討する必要があると思
います。昨年の暮れに関西経済連合会
が実施いたしました輿論調査によりま
すと、これはその職員が一々面接し
て当つたのでありますけれども、それ
によりますと、昨年の暮れは一昨年の
暮れに比べて生活が苦しいと答弁した
人々が、公務員の中では大体七七%、
職工は八三・五%、これに対しても会社
の重役では大体一七%であつて、会社
重役の六六%は去年は一昨年よりも樂
であつた、こういう答弁をしておる。
ここに会社重役などと公務員あるいは
職工というものの生活に及ぼす影響
が、はつきりと言われておるよう思
います。こういうふうに現在のこのド
ッジ予算によつてわれ／＼の国民生活
というものは大きな変化を遂げつつあ
るわけであります。従つてわれ／＼は
これに対する批判としては、どうして
もこういう行き方がよいのかという、
もつと大きな観点からながめる必要が
ござります。いろ／＼申し上げたいと
ともございますが、時間もございませ
んので、一応この辺で終りたいと思
います。

を申し述べてみた」と思ひるのであります

を申し述べてみたいと思うのであります。まず結論を申し上げますと、税制改正のうち所得税の点で税率の引下げ及び基礎控除、扶養親族控除の引上げ等につきましては一応賛成申し上げます。であります。この点については結論的に現在の業所得額についての基礎控除につきましては、前公述人の申しましたと同様に、この点については結論的に現在の二万五千円のほかに、労働所得と同様に一五%の特別控除を認めていただきたい点を、特に力説申し上げたいと思ふのであります。この主張の理由は、從来労働者に比べまして、商業者の所得の実態の把握が困難であるというのあります。近來例の青色申告制度の普及及び帳簿記帳の奨励等によりまして、また實際面において、もう毎年確定申告にあたりまして大きな更正決算を加えられた苦い経験からいたしまして、商業者あるいは工業者は真剣にして、自分らの收入をつけるよう今日ではなつておるのであります。そうしなければ自分の商店あるいは事業の経営が成り立たないという立場に追い込まれておるのであります。でありますから、何らか記録があると思いますから、容積になつておるはずであります。ところは、ここ二、三年前の年は税務当局は、二十万円が青色申告あるいは一万五千円という商店費の奥の費用として、いわゆる生活費が、年額十五万あるいは二十万円が青色申告あるいはそれでも記帳されておる場合に、これ

が必ず個人所得としての所得税の対象になる。ところが現在この家事関連費をかせぐのに、中小企業者は容易でないであります。ようやく食つて通る程度の営業をしておるのが大部分なのであります。中小企業者のうち四人に以下は、工業者は、全国に約百万ござります。ところが四人ではなく、大がいが一人あるいは二人の従業者を使つておりますので、この人たちがようやく店を経営して行くということは、今日では容易でないであります。ことに生活費以外に余剰金を残して行こうといふことは、今日のディス・インフレの景気の下向状態になつておるときにおきましては、まず望めないような状態になつております。それで税負担の面から見ますと、かりに年十五万円の月給をいただいておる労働者が、一年間に税を負担する率と、われく商業者がかりに十五万円の生活費を所得とみなされて課税される率と比べますと、国税と地方税とを合算いたしまして、二十四年度の税率で計算いたしますと、商業所得者の方は実に七万八百六十円を負担しておるのであります。この数字は東京都が発行いたしました「納稅積立金制度のすすめ」というあのパンフレットにはつきり載つておる数字でございます。かような十五万円の所得者に対して、七万八百六十円を負担させておるということは、労働者の約二・五倍に相当いたします。これでは最低の生活の維持続行すら困難であります。いわんや投下しておる資本を毎年食いつぶして行く状態になつております。その結果廢業あるいは没落の一途をたどつておるというのが現状であ

りまして、町に店じまいの大発出しどうとか何とか今日ふえておりますのは、その最も大きな現われであるのであります。政府は中小企業の維持育成と声を大にしておられるようであります。が、この税率におきましての所得税の納税率を見ますと、維持育成どころではなく、破滅の方に向けてくださつておるようなものであると思うのであります。そこでこの深刻なる矛盾のがれるために、営業所得者はどうかして自分の所得をごまかして、少く申告しようという妙な逃げ道を考えておつたのが、従来税務当局とわれーとの間に年中きつねとだぬきの化かしつことをやつたような結果であります。われーはもうこういう化かしつことはしたくないのであります。もつと明るい税制をつくつてくだされば、りつぱに自分の所得をありのままに申告いたします。そうして喜んで納税したいと思つておるのであります。その意味におきましても、最低生活費は個人の收入の上でむりであるとなれば、少くとも二万五千円の基礎控除のほかに、かりに十五万円としますとその一五%の三万二千五百円、合計四万七千五百円の最低生活費の補助を行うに足るだけの額を認めさせていただくことを、特に力説する次第であります。

次に意見の第二は扶養家族の問題であります。扶養家族の控除額が從来よりもずつとふえまして、一万二千円になつたよう申し示されております。ただこれの取扱い方法が從来は所得税納税額から差引しておりますが、今度は所得金額から差引くというように技術面において行われるよう拜聴しております。これはわれ〜事業者の立場、ことに中小事業者の立場におきますと、實際に運営して行く面において非常に不安を感じておるのであります。たとえば家族が相当あつて一万二千円ずつ扶養控除されるというと、税務当局におきましては從来更正決定をする場合に、何らかそこに引くものがあるとそれだけ水増しにふやしている例があるのであります。現に私などは水害地区でありますて、多くの水害者からもいろいろ意見を聞きましたが、お前のところは決定が少いから、今度の水害に対するそういう損害は認められないというように、決定の最後の土壇場に来て水害の分などゼロになつてゐる。

きるならば私は所得額からの差引きと
いう一本建でなく、従来のように所得
税額から引くという二本建にお願いし
た方がいいのではないか。なるほど書
物を見ると所得額から引く方が、実際
負担者から見ると楽だというふうにな
るのじやないか、こう思つておりま
す。

第三の意見は加算税の問題、これは
本税と違いましてここで申し上げる意
見でないかもしませんが、しかし滞
納金が從来二十銭という、いわば高利
のよな延滞金がついております。年
額にして七銭何分の利息であります。
これはわれ／＼にとつてあまりに重過
ぎるのではありません。たれ一人として納
税は期限内に納めたくないという方は
ないはずであります。たとえば一日も
早く納めたくても、今日のわれ／＼小
本は商売をしてもうけるために、ある
いは利潤を上げるために、その方に使
用するのが忙しくて、ある場合におき
ましてはみす／＼知つておながら滞
納する場合が多いのであります。これ
に対し二十銭の延滞金といふのは非
常な重圧なのであります。これはどう
か大蔵委員の方々におかれましてもよ
く御検討くださいまして、少くとも十
銭以下の延滞金にしていただきたいと
思つてあります。

第四の意見としましては青色申告制
度であります。これは前公述人から
ある申し述べられましたので簡単に申
し上げます。青色申告制度がしかれま
しても、前公述人が申されましたよう

にやはり税務当局が比較的冷淡であ
る。この制度をやられてかえつて迷惑
つておりますが、はたして楽かどうか
ということは実際の運営において、わ
れわれのふところに響いて初めてわか
るのじやないか、こう思つております。
組織員に奨励いたしておるのでありま
す。私も三百人の組合員を持つてお
りまして、数年税務委員長をやつてお
ります。関係上、今度の青色申告につ
ては双手をあげて賛成いたしまして、
組合員に奨励いたしておるのであります
が、幾らも申告して來ないのであります
が、やはり申告した結果が税務署
を聞くのであります。どうかこの制度
が完全に発達いたしますために、その
奨励する意味を持ちましたことを法文
化していただきまして、法律の上にお
願いいたしました。私の意見を終りました
いと思います。

○川野委員長 これで公述人の公述は
終るわけであります。なおこの際ち
よつと皆さんにお詫び申し上げておき
ます。先ほどの金子公述人の発言中、
地方税に関する御意見がありまし
たが、この件につきましては、本委員会
で審査中の国税に関する發言とし
て了承するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようです
す。

○宮腰委員 森さんにちよつと伺いた
いのですが、青紙申告の事件でござ
りますと、個人が2%、それから法人

が四四%と聞いておりますが、どうし
てこの青紙申告が実際の効果がないか
ということ。それから徵稅面の問題
につきまして、昨年の暮れに仮更正決
定を出しましたが、その後この仮更正
決定に対し意思表示をしないで、確
定申告に対する意思表示をするのだと
いうことで、この決定を延ばしながら
は、徵稅の方から再三再四督促が來
る。この督促の結果、家を競売された
あるいは動産を競売されたりしては
困るからといっていや／＼ながらこ
の不當な要求に対し納税をしておる
人があるようですが、どうして仮更生
決定に意思表示をしないで確定申告
に意思表示をしたか、この点について
は……

○森公選人 第一の青色申告の問題で
あります。先ほどの金子公述人の発言中、
極力青色申告の励行については奨励し
ておるのであります。それは現に品川
税務署においても、百回近くの説明会
をやりまして、なお期限後でも、これ
は法律的な効果は別といたしまして一
応受理はする。しかし今度の改正稅法
が実施されたあかつきにおいて、稅法
上明記される問題であります。一方
税務當局としましては、最初のことと
ては事務的な帳簿の整理とか何と
か新しい法律が万一できました場合に
もありますし、受理をするということ
にしまして相当奨励いたしております
が、ただこれは昨年も押し詰まつて法
律が出来ましたために、納稅者が相当こ
れについて認識も欠けておつた關係
について研究を始めたような關係で、稅
務當局としましてもたとい期限後であ
りますが、大体今まで聞いたところによ
りますと、個人が2%、それから法人

が、こうすることをまずお聞きした
題であります。もちろん仮更正決定に
対する審査と確定申告に対する審査と
は別個のものであります。稅務行政
の実施面におきまして、年度末であり
ます関係上、仮更正決定を昨年やりま
して、ただちにそれに着手するという
ことは、件数も多い関係上、また一月
末には確定申告があり、二月末には確
定の更正決定があるというような状況
から、實際の行政措置といふものは間
に合わないのであります。その関係
上、仮更正に対する審査と本更正に對
する審査とを合致しまして、同時にや
る予定であります。

○河田委員 三、四点ちよつと質問し
ます。先ほどの金子公述人の発言中、
地方税に関する御意見がありまし
たが、この件につきましては、本委員会
で審査中の國稅に関する發言とし
て了承するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようです
す。

○宮腰委員 森さんにちよつと伺いた
いのですが、青紙申告の事件でござ
りますと、個人が2%、それから法人

か、こうすることをまずお聞きした
題であります。もちろん仮更正決定に
対する審査と確定申告に対する審査と
は別個のものであります。稅務行政
の実施面におきまして、年度末であり
ます関係上、仮更正決定を昨年やりま
して、ただちにそれに着手するという
ことは、件数も多い関係上、また一月
末には確定申告があり、二月末には確
定の更正決定があるというような状況
から、實際の行政措置といふものは間
に合わないのであります。その関係
上、仮更正に対する審査と本更正に對
する審査とを合致しまして、同時にや
る予定であります。

○河田委員 今度の稅法によりまして
も、できるだけ納稅者と稅務當局者の
事務能力の点その他においてお困りの
ようである。われ／＼はできるだけ公
務員法の給與の引上げとか、あるいは
また稅務署の施設などにつきまして
融和した氣分を出して行くためには、
設置などにつけてもできるだけ改善せ
よといふことを、たゞ／＼稅務當局に
も申しておるのであります。現在こ
ういう状況で行きまして、そしてこの
新しい法律が万一できました場合に
も、たゞシヤウア勧告によりまして
も、同業組合が稅金のことに介入して
はならないということであります。し
かしながら今度青色申告になります
も、ある程度やはりこういうものが何
らかの形で残るのではないかと思うの
です。品川の稅務署にしましても、ち
ょと聞きますと、たとえば生花組合と
いうものが、事務的な帳簿の整理とか何と
かいうことでは非常に多くなると思
います。こういう場合におきまして、直
接稅務行政に携わつておられる課長さ
んなんかのお考へから、現在の人員に
おいて大体やつて行けるかどうか、も
しも足りないとすればどのくらい足ら
ぬか、何割ぐらい増す必要があるよ
うであります。しかしこの稅法が今
度実施されましても、こういう同業組

合と相談して、少しでも税務行政の面を少くするといった方が便利とお考えになるかどうか。この点をお聞きした
い。

○森公述人 純然たる同業組合の意見
というものは従来も聞きもし、将来も
そういう意見は聞いて行くつもりであ
ります。しかしそれが団体交渉とか、
そういう対等の面の交渉ということは
絶対にできないと思います。

なさいます場合には、大体各秘署の署員がそれ／＼課長さんなりあるいは署長さんなりと相談して、現在実際として更正決定をなさつておるかどうか。これに対し一々、各個人の更正決定を指導なさつておられるかどうか。この点をお聞きしたい。

申告納税制度でありまして、なるべく本人が申告しまして、それに従つて納税するという制度であります。従つて税務当局において調査しまして、その調査というものが本人の申告と隔離がある場合には、なるべくそこを説明しますしてその申告を懲戒しているのであります。それがまた建前であります。また更正決定をするについては、十分調査した上でやつておるはずです。しかし調査にもいろいろの調査方法がありますして、納税者が資料の持ち合せがない場合には、探聞調査のようなことをやつております。調査の具体的な方法については、そのときの実態に即応しなければ言えませんけれども、一応検査した事実について更正決定をしてお

○河田委員 昨年までは予算によつて目標を置いたけれども、ことしは大体

の推計でやつております。こういう場

憑しているのであります。それに対する脅迫的な言辞を弄するとかいうことは絶対にないのです。もし这么做ういうことがあるとすれば、それはあ

るいは納税者の勘定いという面もあるでしようが、そういうことがあるとすれば、税務当局においては十分監督して行くつもりであります。

であります。今後こういう点について
は十分監督してもらいたいと思いま
す。

最後に、今度の委員会へ提出されました大口の滞納者、この中の品川で一千万円の滞納をしておりました大八工業株式会社、これなどは源泉所得の税金までも滞納しておつたらしいのです。

す。物品税、取引高税は申すに及ばず、現在動産、不動産の差押えが行なわれているようであります。こういううき口に対ししてある程度差押えをやつてお

りますが、品川の管内におきましては、風間二にてつまむ、上上之ば又会議

午後四時二十七分散会

○森公述人　ある一定額以上の個人所得税者得者、あるいは法人税につきましては、国税局あるいは国税局の方に移管しまして、国税局が直接調査をして、あるものもあります。従いまして先ほど申し上げた点は、品川でやつてあるかあるいは國税局でやつておるか調査した上で、それからければわかりませんが、國税局でやつておるるものもありますし、また税務署でやつておるのもあります。

○川野委員長　以上をもちまして、午後四時二十七分散会

昭和二十五年三月三十日印刷

昭和二十五年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 宇